

頁	旧	新	修正理由
16	(3) 文化財の分布 非戦災都市である京都市には世界に誇る文化財が多数存在しており、災害に対する文化財保護への対応は、京都市にとって重要な課題である。令和6年12月1日現在、市内の重要文化財は <u>1,914</u> 件であり、行政区別では、右京区が最も多くを占めている。また、重要文化財のうち国宝に指定されているものは、	(3) 文化財の分布 非戦災都市である京都市には世界に誇る文化財が多数存在しており、災害に対する文化財保護への対応は、京都市にとって重要な課題である。令和7年8月1日現在、市内の重要文化財は <u>1,915</u> 件であり、行政区別では、右京区が最も多くを占めている。また、重要文化財のうち国宝に指定されているものは、	時点修正
43	<u>10 京都市防災対策総点検委員会における地震被害想定に関する意見</u> (略)	(削除)	掲載の必要がなくなったため
44	<u>本市の主な地震対策について</u> (略)	(削除)	掲載の必要がなくなったため
51	(4) 農地等の保全（産業観光局農林企画課）	(4) 農地等の保全（産業観光局農林振興室）	事務分掌の変更に伴う修正
52	(略) ※ 生産緑地地区（都市計画局） ○ 令和5年7月1日現在約 <u>509.25</u> ha (略) ※ 緑の生け垣整備事業—グリーンベルト計画—（教育委員会） ○ 学校のブロック塀等を取り払い、地域の景観や自然環境に配慮した「緑の生け垣」に整備し、避難路の安全性の確保や避難場所となる学校の防災機能を確保する。（平成8年度～） ※ 花の庭園整備基本計画策定（教育委員会） ○ 学校ごとに特色ある花や樹木を植え、市民に広く開放し、緑を楽しむ憩いの場所として整備するとともに、緊急時に地域の集合場所となるスペースを確保するための基本計画を策定する。 ※ 公開空地の確保（都市計画局） ○ 令和6年7月1日現在許可実績22件（総合設計制度）	(略) ※ 生産緑地地区（都市計画局） ○ 令和7年7月1日現在約 <u>475.11</u> ha (略) (削除) ※ 公開空地の確保（都市計画局） ○ 令和7年7月1日現在許可実績22件（総合設計制度）	時点修正 計画の終了

頁	旧	新	修正理由
53	<p>(3) 市街地の小規模単位の整備の誘導</p> <p><u>ア 袋路の整備促進（都市計画局まち再生創造推進室）</u> 袋路地権者等の建替えに対し、協議会活動への専門家派遣や助成を行う。（（公財）京都市景観・まちづくりセンターの「まちづくり活動支援事業」により実施）<u>また、優良再開発建築物整備促進事業を活用して共同住宅への建替えを支援する。また、連担建築物設計制度を活用し、協調的なルール設定のもと、個別建替えを促進する。</u></p> <p><u>イ 優良建築物等整備事業（優良再開発建築物整備促進事業・共同化型）</u> <u>（都市計画局まち再生・創造推進室）</u> <u>敷地を共同で利用して建築し、公共性の高い空間を創出するなど、個々の建築活動に合わせた良好な市街地整備を誘導することを目的として、建築設計費や除却費等の一部に対して補助を行う。</u></p> <p>※ 土地区画整理事業（都市計画局、建設局） ○ 市施行5地区</p> <p>※ 袋路の整備促進（都市計画局）</p> <p><u>※ 優良建築物等整備事業（都市計画局）</u></p>	<p>(3) 市街地の小規模単位の整備の誘導</p> <p>袋路の整備促進（都市計画局まち再生創造推進室） 袋路地権者等の建替えに対し、協議会活動への専門家派遣や助成を行う。（（公財）京都市景観・まちづくりセンターの「まちづくり活動支援事業」により実施）<u>（削除）</u></p> <p>※ 土地区画整理事業（都市計画局、建設局） ○ 市施行5地区</p> <p>※ 袋路の整備促進（都市計画局） <u>（削除）</u></p>	事業実施予定なし
54	<p>3 災害に強い市街地への誘導</p> <p>(略)</p> <p>(3) 特定街区（都市計画局都市計画課）</p> <p>(略)</p> <p>※ 防火・準防火地域の指定（都市計画局） ○ 令和5年7月1日現在、防火地域は市内幹線道路沿道を中心に約176ha、準防火地域は住宅密集地を中心に約<u>7,205ha</u>を指定</p> <p>※ 高度利用地区（都市計画局） ○ 令和5年7月1日現在、山科駅前地区（約2.8ha）、太秦東部地区（約0.9ha）、京都駅周辺地区（約88.7ha）及び七条新千本地区（約0.7ha）を高度利用地区に指定</p> <p>※ 特定街区（都市計画局） ○ 令和5年7月1日現在、京都駅地区特定街区（約4.1ha）を指定</p>	<p>3 災害に強い市街地への誘導</p> <p>(略)</p> <p>(3) 特定街区（都市計画局都市計画課）</p> <p>(略)</p> <p>※ 防火・準防火地域の指定（都市計画局） ○ 令和7年7月1日現在、防火地域は市内幹線道路沿道を中心に約176ha、準防火地域は住宅密集地を中心に約<u>7,199ha</u>を指定</p> <p>※ 高度利用地区（都市計画局） ○ 令和7年7月1日現在、山科駅前地区（約2.8ha）、太秦東部地区（約0.9ha）、京都駅周辺地区（約88.7ha）及び七条新千本地区（約0.7ha）を高度利用地区に指定</p> <p>※ 特定街区（都市計画局） ○ 令和7年7月1日現在、京都駅地区特定街区（約4.1ha）を指定</p>	時点修正

頁	旧	新	修正理由
55	<p>(3) 緑地協定（建設局みどり政策推進室） (略)</p> <p>※ 地区計画制度（都市計画局） ○ 令和5年7月1日現在で、西京桂坂地区計画をはじめ、周辺部における低層住宅の良好な住環境の形成、誘導を図ることを目的とした地区等70地区の地区計画が決定されている。 (略)</p> <p>※ 建築協定（都市計画局） ○ 令和6年7月1日現在75地区で建築協定を締結。</p>	<p>(3) 緑地協定（建設局みどり政策推進室） (略)</p> <p>※ 地区計画制度（都市計画局） ○ 令和7年7月1日現在で、西京桂坂地区計画をはじめ、周辺部における低層住宅の良好な住環境の形成、誘導を図ることを目的とした地区等70地区の地区計画が決定されている。 (略)</p> <p>※ 建築協定（都市計画局） ○ 令和7年7月1日現在75地区で建築協定を締結。</p>	時点修正
55	<p>3 まちづくりの支援・推進 (略)</p> <p>(3) 伝統的建造物群保存地区の防災対策の推進 (略)</p> <p>イ 伝統的建造物群保存地区は、伝統的建造物群保存地区であるが故に、一般的な市街地における防災手法である「道路の拡幅」や「沿道建物の耐火建築化」を行うことができない。また、京都市の伝統的建造物群保存地区は、既存の町や学区の範囲とは一致しておらず、地勢的にも明確に地区の内外を区別することができない。そのため、伝統的建造物群保存地区については、当地区を含む一定のまとまりのある範囲を対象とした、防災性の向上を考慮した総合的なまちづくり計画を策定するとともに、防災活動上必要な設備、経路や場所等を整備し、住宅用防災機器などの設置を推進する。また、地区住民のまちづくり活動及び防災活動を支援する。</p>	<p>3 まちづくりの支援・推進 (略)</p> <p>(3) 伝統的建造物群保存地区の防災対策の推進 (略)</p> <p>イ 伝統的建造物群保存地区は、伝統的建造物群保存地区であるが故に、一般的な市街地における防災手法である「道路の拡幅」や「沿道建物の耐火建築化」を行うことができない。また、京都市の伝統的建造物群保存地区は、既存の町や学区の範囲とは一致しておらず、地勢的にも明確に地区の内外を区別することができない。そのため、伝統的建造物群保存地区については、当地区を含む一定のまとまりのある範囲を対象とした、防災性の向上を考慮した総合的なまちづくり計画を策定するとともに、防災活動上必要な設備、経路や場所等を整備し、住宅用防災機器、<u>感震ブレーカー</u>などの設置を推進する。また、地区住民のまちづくり活動及び防災活動を支援する。</p>	追加
60	<p>3 工作物・設備等の安全化対策 (略)</p> <p>(3) 消防用設備等の安全対策（消防局指導課） 消防用設備等は、地震等による建築物の火災時にはその機能を最大限に発揮することが必要である。そのため、建築物に要求されるのと同様の耐震性能が必要とされることから、消防用設備の設置に当たっては、消防法令によるほか、次の基準に適合するように指導する。 ア 財団法人日本建築センター編「建築設備耐震設計・施工指針」 イ 社団法人日本内燃力発電設備協会編「自家用発電設備耐震設計のガイドライン」</p>	<p>3 工作物・設備等の安全化対策 (略)</p> <p>(3) 消防用設備等の安全対策（消防局指導課） 消防用設備等は、地震等による建築物の火災時にはその機能を最大限に発揮することが必要である。そのため、建築物に要求されるのと同様の耐震性能が必要とされることから、消防用設備等の設置に当たっては、<u>新築建築物は設計時に、既存建築物は改修時や増改築時等において、消防法令によるほか、次の基準に適合するように指導する。</u> ア <u>一般</u>財団法人日本建築センター編「建築設備耐震設計・施工指針」 イ <u>一般</u>社団法人日本内燃力発電設備協会編「自家用発電設備耐震設計</p>	追加

頁	旧					新					修正理由
62	(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき指定された区域)					のガイドライン」					
	危険区域名	所在地	面積	指定年月日	備考	危険区域名	所在地	面積	指定年月日	備考	
	丸山地区	(略)	(略)	(略)	(略)	丸山	(略)	(略)	(略)	(略)	
	沓掛地区	(略)	(略)	(略)	(略)	沓掛	(略)	(略)	(略)	(略)	
	ケシ山地区	(略)	(略)	(略)	(略)	ケシ山	(略)	(略)	(略)	(略)	
	久多地区	(略)	(略)	(略)	(略)	久多	(略)	(略)	(略)	(略)	
	周山地区	(略)	(略)	(略)	(略)	周山	(略)	(略)	(略)	(略)	
	上弓削地区	(略)	(略)	(略)	(略)	上弓削	(略)	(略)	(略)	(略)	
	橋向地区	(略)	(略)	(略)	(略)	橋向	(略)	(略)	(略)	(略)	
	比賀江地区	(略)	(略)	(略)	(略)	比賀江	(略)	(略)	(略)	(略)	
	細野地区	(略)	(略)	(略)	(略)	細野	(略)	(略)	(略)	(略)	
	宮ノ辻地区	(略)	(略)	(略)	(略)	宮ノ辻	(略)	(略)	(略)	(略)	
	中地地区	(略)	(略)	(略)	(略)	中地	(略)	(略)	(略)	(略)	
	宮地区	(略)	(略)	(略)	(略)	宮	(略)	(略)	(略)	(略)	
	愛宕道地区	(略)	(略)	(略)	(略)	愛宕道	(略)	(略)	(略)	(略)	
	下黒田地区	(略)	(略)	(略)	(略)	下黒田	(略)	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)	仕伏町	左京区北白川仕伏町	1.19ha	令和7年6月20日		
	5 治山対策（産業観光局林業振興課）					5 治山対策（産業観光局農林振興室）					事務分掌の変更に伴う修正
63	3 宅地危険箇所の防災パトロール（都市計画局開発指導課） (略) (防災パトロールの実施状況（がけ崩れ、擁壁等の亀裂等）)					3 宅地危険箇所の防災パトロール（都市計画局開発指導課） (略) (防災パトロールの実施状況（がけ崩れ、擁壁等の亀裂等）)					時点修正
	行政区	擁壁の亀裂等	がけ崩れ等	計		行政区	擁壁の亀裂等	がけ崩れ等	計		
	北区	15	16	31		北区	5	24	29		
	左京区	11	32	43		左京区	0	24	24		
	東山区	22	21	43		東山区	16	10	26		

頁	旧	新	修正理由																																								
	<table border="1"> <tr><td>山科区</td><td>16</td><td>15</td><td>31</td></tr> <tr><td>右京区</td><td>2</td><td>24</td><td>26</td></tr> <tr><td>西京区</td><td>13</td><td>19</td><td>32</td></tr> <tr><td>伏見区</td><td>2</td><td>15</td><td>17</td></tr> <tr><td>計</td><td>81</td><td>142</td><td>223</td></tr> </table> <p>(令和5年7月1日～令和6年6月30日)</p>	山科区	16	15	31	右京区	2	24	26	西京区	13	19	32	伏見区	2	15	17	計	81	142	223	<table border="1"> <tr><td>山科区</td><td>0</td><td>15</td><td>15</td></tr> <tr><td>右京区</td><td>3</td><td>22</td><td>25</td></tr> <tr><td>西京区</td><td>14</td><td>23</td><td>37</td></tr> <tr><td>伏見区</td><td>6</td><td>20</td><td>26</td></tr> <tr><td>計</td><td>44</td><td>138</td><td>182</td></tr> </table> <p>(令和6年7月1日～令和7年6月30日)</p>	山科区	0	15	15	右京区	3	22	25	西京区	14	23	37	伏見区	6	20	26	計	44	138	182	
山科区	16	15	31																																								
右京区	2	24	26																																								
西京区	13	19	32																																								
伏見区	2	15	17																																								
計	81	142	223																																								
山科区	0	15	15																																								
右京区	3	22	25																																								
西京区	14	23	37																																								
伏見区	6	20	26																																								
計	44	138	182																																								
64	<p>4 宅地の安全性の確保</p> <p>(1) 都市計画法による開発行為の許可（都市計画局開発指導課） (略) これにより、開発行為に一定の水準を確保し、宅地造成に伴う災害を防止するとともに、市民の生命、財産の保護を図る。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 京都市京北区域における宅地等開発行為に関する指導要綱（都市計画局開発指導課） 京北区域は、都市計画区域外であるため、土地利用を誘導する都市計画法による制限がほぼ存在しない区域であることから、京北区域で行われる開発行為に関して協議その他必要な事項を定めることにより、適正かつ円滑な開発の誘導を図り、宅地造成に伴う災害を防止する。</p>	<p>4 宅地の安全性の確保</p> <p>(1) 都市計画法による開発行為の許可（都市計画局開発指導課） (略) これにより、開発行為に一定の水準を確保し、宅地造成等に伴う災害を防止するとともに、市民の生命、財産の保護を図る。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 京都市京北区域における宅地等開発行為に関する指導要綱（都市計画局開発指導課） 京北区域は、都市計画区域外であるため、土地利用を誘導する都市計画法による制限がほぼ存在しない区域であることから、京北区域で行われる開発行為に関して協議その他必要な事項を定めることにより、適正かつ円滑な開発の誘導を図り、宅地造成等に伴う災害を防止する。</p>	追加																																								
67	<p>5 道路情報提供装置の整備（建設局土木管理課）</p> <p>(略) (略) ※ 道路・橋りょう等整備事業（建設局） ○災害防除事業（令和5年度：一般国道162号ほか21路線） ○道路改良事業（一般国道162号ほか） ○橋りょう健全化事業 (耐震補強：丸太町橋など29橋完了) (老朽化修繕：山幸橋など160橋完了)</p> <p>(略)</p>	<p>5 道路情報提供装置の整備（建設局土木管理課）</p> <p>(略) ※ 道路防災総点検（建設局） (略)※ 道路・橋りょう等整備事業（建設局） ○災害防除事業（令和6年度：一般国道162号ほか14路線） ○道路改良事業（一般国道162号ほか） ○橋りょう健全化事業 (耐震補強：市原橋など30橋完了) (老朽化修繕：高瀬橋など177橋完了)</p> <p>(略)</p>	時点修正																																								

頁	旧	新	修正理由
	<p>講演会、更には市民防災センターでの体験学習などの教育訓練やマイ・タイムライン作成啓発等を通じて<u>市民への防災知識の普及を図る。</u></p> <p>(略)</p> <p>(2) 要配慮者に対する防災知識の普及等</p> <p>(行財政局防災危機管理室、総合企画局（総合政策室（ＳＤＧｓ・市民協働推進担当）、市長公室（広報担当）、国際交流・共生推進室）、消防局（総務課、消防団・自主防災推進室））</p>	<p><u>提供を行うとともに、研修会、講演会、更には市民防災センターでの体験学習などの教育訓練やマイ・タイムライン作成啓発等を通じて防災に関する知識や防災技術の向上を図る。</u></p> <p>(略)</p> <p>(2) 要配慮者に対する防災知識の普及等</p> <p>(行財政局防災危機管理室、総合企画局（市長公室（広報担当）、国際都市共創推進室（国際担当）、文化市民局（地域自治推進室）、消防局（総務課、消防団・自主防災推進室））</p>	
74	<p>第2節 災害に強い組織づくり</p> <p>■ 計画の目的</p> <p>(略)</p> <p>○市民が防災活動を行うための環境整備</p> <p>地域と事業所が防災活動を実施するに際し、必要な器材の配置や使用方法の習熟、関係機関等との連携を円滑に図るためにには、普段から取扱方法、訓練、研修等を実施するなど、防災活動を行うための環境整備が必要である。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(略)</p>	<p>第2節 災害に強い組織づくり</p> <p>■ 計画の目的</p> <p>(略)</p> <p>○市民が防災活動を行うための環境整備</p> <p>地域と事業所が防災活動を実施するに際し、必要な器材の配置や使用方法の習熟、関係機関等との連携を円滑に図るためにには、普段から取扱方法、訓練、研修等を実施するなど、防災活動を行うための環境整備が必要である。</p> <p><u>また、「地区防災計画制度」と計画提案について周知し、自発的な防災活動を推進する必要がある。</u></p> <p>(略)</p>	追加
	<p>2－1 地域コミュニティの活性化</p> <p>(略)</p> <p>1 地域コミュニティ活性化推進条例に基づく取組</p> <p>(1) 地域住民が支え合い、安心して快適に暮らせる地域コミュニティの実現（文化市民局地域自治推進室）</p> <p>地域住民が相互の交流をより促進し、互いに支え合いながら、安心して快適に暮らすことができる地域コミュニティの実現に向けて、地域の安心安全ネットワークの形成支援や地域活動・市民活動団体の担い手の育成、自主的なまちづくり活動の支援等を進める。</p>	<p>2－1 地域コミュニティの活性化</p> <p>(略)</p> <p>1 地域コミュニティ活性化推進条例に基づく取組</p> <p>(1) 地域住民が支え合い、安心して快適に暮らせる地域コミュニティの実現（文化市民局地域自治推進室）</p> <p>地域住民が相互の交流をより促進し、互いに支え合いながら、安心して快適に暮らすことができる地域コミュニティの実現に向けて、地域の安心安全ネットワークの形成支援や地域活動・市民活動団体の<u>多様な</u>担い手の育成、自主的なまちづくり活動の支援等を進める。</p>	

頁	旧	新	修正理由
74	<p>2－2 自主防災組織等の育成</p> <p>1 自主防災組織の育成指導</p> <p>(1) 自主防災組織の育成（区役所、消防局（消防団・自主防災推進室、消防署）） (略) イ自主防災組織の育成指導に当たっては、前記要綱別表に掲げるおおむね学区を単位とした組織を基準とし、かつ、「自主防災活動ファイル」、「自主防災活動事例集」等を参考として推進するほか、防災意識等の普及高揚を図るため、広報用資料等の作成、防災研修、防災訓練等の防災行事の開催などを積極的に推進し、防災行動力の向上を図る。また、その際には、女性や若年層の参画の促進に努める。</p>	<p>2－2 自主防災組織等の育成</p> <p>1 自主防災組織の育成指導</p> <p>(1) 自主防災組織の育成（区役所、消防局（消防団・自主防災推進室、消防署）） (略) イ自主防災組織の育成指導に当たっては、前記要綱別表に掲げるおおむね学区を単位とした組織を基準とし、かつ、「<u>地域防災の担い手支援研修（オンデマンド研修）</u>」、「<u>自主防災部活動ファイル</u>」、「<u>自主防災活動事例集</u>」等を参考として推進するほか、防災意識等の普及高揚を図るため、広報用資料等の作成、防災研修、防災訓練等の防災行事の開催などを積極的に推進し、防災行動力の向上を図る。また、その際には、女性や若年層の参画の促進に努める。</p>	新規事業の追記
77	<p>4 京都市男女共同参画センターにおける防災啓発 (文化市民局共生社会推進室男女共同参画担当)</p> <p>“防災と男女共同参画”をテーマにした講座、<u>広報媒体や教材</u>の提供などを通じ、多様な視点<u>での災害への備え</u>を啓発する。</p>	<p>4 京都市男女共同参画センターにおける防災啓発 (文化市民局共生社会推進室男女共同参画<u>推進</u>担当)</p> <p>“防災と男女共同参画”をテーマにした<u>出前</u>講座、『<u>KYOTOわたしの防災ノート</u>』『<u>きょうとみんなの防災カード</u>』『<u>男女共同参画通信</u>』等の教材の提供などを通じ、<u>災害時の多様なニーズや男女共同参画の視点を理解する</u>啓発と人材育成に取り組む。</p>	事務分掌の変更に伴う修正
77	<p>2－4 住民及び事業者による地域の防災活動の推進 <u>(追加)</u></p> <p>1 住民及び事業者は、地域における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>2－4 住民及び事業者による地域の防災活動の推進</p> <p>1 地域協力の推進</p> <p>住民及び事業者は、地域における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。</p> <p>2 地区防災計画策定の推進</p> <p>(1) 基本方針 地区防災計画に基づく住民等の防災活動と京都市地域防災計画に基づく市及び関係機関の防災活動が連携し、地域の防災力向上を目指すとともに、地域住民等の自発的な防災活動が促進されることを目的とする。</p> <p>(2) 地区防災計画に定める事項</p>	<p>追加</p> <p>削除</p> <p>追加</p>

頁	旧	新	修正理由
		<p>地区の特性や過去の災害事例を踏まえ、平常時、発災直前、災害時、復旧・復興期の各段階で想定される防災活動を整理するとともに、活動主体のレベルや目的に合わせて、必要な事項を盛り込むこと。</p> <p>＜計画内容の例＞</p> <p>①平常時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災訓練、避難訓練（情報収集・共有・伝達訓練を含む） ・活動体制の整備 ・連絡体制の整備 ・防災マップ作成 ・避難路の確認 ・指定緊急避難場所、指定避難所等の確認 ・要配慮者の保護等地域で大切なことの整理 ・食料等の備蓄 ・救助技術の取得 ・防災教育等の普及啓発活動 <p>②発災直前</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報収集・共有・伝達 ・連絡体制の整備 ・状況把握（見回り・住民の所在確認等） ・防災気象情報の確認 ・避難判断、避難行動等 <p>③災害時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身の安全の確保 ・出火防止、初期消火 ・住民間の助け合い ・救出及び救助 ・率先避難、避難誘導、避難の支援 ・情報収集・共有・伝達 ・物資の仕分け・炊き出し ・避難所運営、在宅避難者への支援 <p>④復旧・復興期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災者に対する地域コミュニティ全体での支援 ・行政関係者、学識経験者等が連携し、地域の理解を得て速やかな復旧・復興活動を促進 ・消防団、各種地域団体、ボランティア等との連携 <p>(3) 地域防災計画への規定</p> <p>地区防災計画の地域防災計画への規定は、次のとおりとする。</p> <p>ア 災害対策基本法第42条第3項に定める規定</p> <p>イ 災害対策基本法第42条の2に定める、住民等からの提案に基づく規定</p>	<p>追加</p> <p>追加</p>

頁	旧	新	修正理由
	<p><u>2</u> 一定の地区内の住民及び事業者は、地域における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として京都市防災会議に提案することができる。</p> <p><u>3</u> 地区防災計画の提案をしようとする住民及び事業者は、提案書その他の図書を添えて防災会議に提出するものとする。</p> <p><u>4</u> 住民及び事業者から地区防災計画の提案があり、京都市防災会議が必要であると認めたときは、京都市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。</p>	<p><u>(4) 地区防災計画の提案</u> <u>災害対策基本法第42条の2に定める、住民等からの提案に基づく規定について、以下のとおりとする。</u></p> <p><u>ア</u> 一定の地区内の住民及び事業者は、地域における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として京都市防災会議に提案することができる。</p> <p><u>イ</u> 地区防災計画の提案をしようとする住民及び事業者は、提案書その他の図書を添えて防災会議に提出するものとする。</p> <p><u>ウ</u> 住民及び事業者から地区防災計画の提案があり、京都市防災会議が必要であると認めたときは、京都市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。</p> <p><u>(5) 地区防災計画の継続的な見直し</u> <u>住民等は地区防災計画に基づく防災訓練等の防災活動を実践し、計画の内容について検証を行い、必要に応じて修正等を行う。</u></p> <p><u>(6) 災害対策基本法第42条第3項に定める地区防災計画を定めた地区について、地区居住者等の参加の下、地域防災力を充実強化するための具体的な事業に関する計画を定める。</u></p> <p><u>※ 地区防災計画</u></p>	変更 追加
81	<p>4 関係機関との協力体制の整備 (略) ⇒ 第3章 <u>1.11</u> 関係機関と協力する</p>	<p>4 関係機関との協力体制の整備 (略) ⇒ 第3章 <u>1.10</u> 関係機関と協力する</p>	変更
85	<p>3 災害情報画像伝送システムの活用 震災時等における火災の発生や建物倒壊等の被害状況を、市内<u>5箇所</u>に整備した高所カメラやヘリテレビ等の画像、無線中継車による災害現場からの画像を収集し、京都市消防局指令センターと京都市危機管理センターが共有することで、迅速に被害を把握する。また、地上の災害の影響を受けない通信衛星（スーパーバード）を利用してその画像等を国、京都府や他都市に送り即時応援体制の確立を図る。</p>	<p>3 災害情報画像伝送システムの活用 震災時等における火災の発生や建物倒壊等の被害状況を、市内に整備した高所カメラやヘリテレビ等の画像、無線中継車による災害現場からの画像を収集し、京都市消防局指令センターと京都市危機管理センターが共有することで、迅速に被害を把握する。また、地上の災害の影響を受けない通信衛星（スーパーバード）を利用してその画像等を国、京都府や他都市に送り即時応援体制の確立を図る。</p>	削除

頁	旧	新	修正理由
	<p>(災害情報画像伝送システム系統図)</p>	<p>(災害情報画像伝送システム系統図)</p>	削除
88	<h3>4-1 広報・広聴システムの整備</h3> <h4>■ 基本方針</h4> <p>災害発生時には、市民に対して迅速かつ的確に必要な情報を提供することが大変重要である。また、時間の経過とともに被災者ニーズが変化することも考慮し、効果的な手段を用いて避難所の避難者、在宅避難者、市外の避難者等に対して必要な情報を提供できる広報活動体制を整備する。</p> <p>(略)</p>	<h3>4-1 広報・広聴システムの整備</h3> <h4>■ 基本方針</h4> <p>災害発生時には、市民及び京都市滞在の旅行者に対して迅速かつ的確に必要な情報を提供することが大変重要である。また、時間の経過とともに被災者ニーズが変化することも考慮し、効果的な手段を用いて避難所の避難者、在宅避難者、市外の避難者等に対して必要な情報を提供できる広報活動体制を整備する。</p> <p>(略)</p>	追加
89	<h3>1 総合的な広報体制の整備</h3> <p>(略)</p> <p>(3) 障害者等への広報体制の整備 (総合企画局（市長公室（広報担当）、<u>国際交流・共生推進室</u>）、保健福祉局障害保健福祉推進室、区役所)</p> <p>(略)</p> <p>また、総合企画局<u>国際交流・共生推進室</u>は、外国人向けの外国語の広報印刷物を発行するため、関係団体等と連携した体制の整備を図る。</p>	<h3>1 総合的な広報体制の整備</h3> <p>(略)</p> <p>(3) 障害者等への広報体制の整備 (総合企画局（市長公室（広報担当）、<u>国際都市共創推進室（国際担当）</u>）、保健福祉局障害保健福祉推進室、区役所)</p> <p>(略)</p> <p>また、総合企画局<u>国際都市共創推進室（国際担当）</u>は、外国人向けの外国語の広報印刷物を発行するため、関係団体等と連携した体制の整備を図る。</p>	事務分掌の変更に伴う修正
93	<h3>2 広域避難場所（指定緊急避難場所）</h3> <p>(略)</p> <p>※ 広域避難場所の指定（行財政局） ○ 広域避難場所 67箇所（令和6年7月1日現在）</p>	<h3>2 広域避難場所（指定緊急避難場所）</h3> <p>(略)</p> <p>※ 広域避難場所の指定（行財政局） ○ 広域避難場所 69箇所（令和7年7月1日現在）</p>	時点修正

頁	旧	新	修正理由
94	<p>3 避難救助拠点（指定緊急避難場所） (略)</p> <p>※ 避難救助拠点の指定（行財政局） ○ 避難救助拠点 22箇所（令和6年7月1日現在）</p> <p>5 指定避難所 (略)</p> <p>※ 指定避難所の指定（行財政局） ○ 指定避難所 433箇所（令和6年7月1日現在）</p> <p>(略)</p> <p>7 避難システムの整備 (略)</p> <p>※避難誘導標識等の整備（行財政局） ○ 避難誘導標識 247基（令和6年7月1日現在） ○ 広域避難場所標示板 163基（令和6年7月1日現在）</p>	<p>3 避難救助拠点（指定緊急避難場所） (略)</p> <p>※ 避難救助拠点の指定（行財政局） ○ 避難救助拠点 23箇所（令和7年7月1日現在）</p> <p>5 指定避難所 (略)</p> <p>※ 指定避難所の指定（行財政局） ○ 指定避難所 433箇所（令和7年7月1日現在）</p> <p>(略)</p> <p>7 避難システムの整備 (略)</p> <p>※避難誘導標識等の整備（行財政局） ○ 避難誘導標識 249基（令和7年7月1日現在） ○ 広域避難場所標示板 166基（令和7年7月1日現在）</p>	時点修正
97	<p>第7節 避難所運営体制の整備</p> <p>■ 計画の目的</p> <p>京都市第4次地震被害想定では、最悪の場合（花折断層地震）の避難者は、冬18時で最大となり、発災直後から約20.6万人となった。このうち避難所内避難者は約16.5万人となった。</p> <p>こうした多数の避難者の発生に対して、防災関係機関、自主防災組織等の地元組織やボランティア、また、避難者自らも連携して、避難所における避難者の安全を確保するとともに、必要な救護活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ必要な備えを進める。</p>	<p>第7節 避難所運営体制の整備</p> <p>■ 計画の目的</p> <p>京都市第4次地震被害想定では、最悪の場合（花折断層地震）の避難者は、冬18時で最大となり、発災直後から約20.6万人となった。このうち避難所内避難者は約16.5万人となった。</p> <p>こうした多数の避難者の発生に対して、防災関係機関、自主防災組織等の地元組織やボランティア、また、避難者自らも連携して、避難所における避難者の安全を確保するとともに、<u>災害関連死を防ぐ対策を推進し</u>、必要な救護活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ必要な備えを進める。</p>	追加
98	<p>2 避難所の運営体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>(3) 避難所運営に関する男女共同参画の推進</p> <p>(略)</p> <p>行財政局防災危機管理室、文化市民局共生社会推進室（男女共同参画推進担当）、区役所は、避難所の開設・運営に際しては、女性<u>が</u>「主体的な担い手」であることの認識の下、運営組織等には男女が共同して参画することを基本として取組を進める。</p>	<p>2 避難所の運営体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>(3) 避難所運営に関する男女共同参画の推進</p> <p>(略)</p> <p>行財政局防災危機管理室、文化市民局共生社会推進室（男女共同参画推進担当）、区役所は、避難所の開設・運営に際しては、女性<u>も</u>「主体的な担い手」であることの認識の下、運営組織等には男女が共同して参画することを基本として取組を進める。</p>	変更

頁	旧	新	修正理由																				
101	<p>2 市民の防火体制の強化</p> <p>(略)</p> <p>(1) 出火防止対策の推進（消防局予防課）</p> <p>(略)</p> <p>ウ 住宅用防災機器等の普及促進</p>	<p>2 市民の防火体制の強化</p> <p>(略)</p> <p>(1) 出火防止対策の推進（消防局予防課）</p> <p>(略)</p> <p>ウ 住宅用防災機器、<u>感震ブレーカー</u>等の普及促進</p>	追加																				
104	<p>3 震災活動力の強化</p> <p>(略)</p> <p>(3) 救急体制の整備（消防局（救急課、教育管理課））</p> <p>(略)</p> <p>※ 救急高度化事業（消防局）（令和<u>6</u>年7月1日現在）</p> <table border="0"> <tr> <td>○ 救急救命士の配置</td> <td><u>365</u>名</td> </tr> <tr> <td>○ 高規格救急車の整備</td> <td><u>47</u>台</td> </tr> <tr> <td>○ 高度応急処置用器材の整備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○ 救急救命処置用器材</td> <td><u>45</u>式</td> </tr> <tr> <td>○ 応急手当普及啓発</td> <td></td> </tr> </table> <p>(4) 消防水利の確保（消防局警防課）</p> <p>(略)</p> <p>イ 活用上制約のある消防水利<u>への対応</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>震災時には、<u>使用できなくなる可能性がある次の消防水利について、事前対策と応急措置を検討し、計画を策定する。</u></p> <p>(ア) <u>木造建物の至近にある消防水利</u></p> <p>(イ) <u>電源を必要とする消防水利</u></p> <p>(ウ) <u>飲料水と併用されている消防水利</u></p> <p>(エ) <u>進入路が狭あいで建物倒壊により進入不能となるおそれがある場所の消防水利</u></p> <p>(オ) <u>軟弱な地盤にある消防水利</u></p>	○ 救急救命士の配置	<u>365</u> 名	○ 高規格救急車の整備	<u>47</u> 台	○ 高度応急処置用器材の整備		○ 救急救命処置用器材	<u>45</u> 式	○ 応急手当普及啓発		<p>3 震災活動力の強化</p> <p>(略)</p> <p>(3) 救急体制の整備（消防局（救急課、教育管理課））</p> <p>(略)</p> <p>※ 救急高度化事業（消防局）（令和<u>7</u>年7月1日現在）</p> <table border="0"> <tr> <td>○ 救急救命士の配置</td> <td><u>371</u>名</td> </tr> <tr> <td>○ 高規格救急車の整備</td> <td><u>51</u>台</td> </tr> <tr> <td>○ 高度応急処置用器材の整備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○ 救急救命処置用器材</td> <td><u>46</u>式</td> </tr> <tr> <td>○ 応急手当普及啓発</td> <td></td> </tr> </table> <p>(4) 消防水利の確保（消防局警防課）</p> <p>(略)</p> <p>イ 活用上制約のある消防水利<u>の確保</u></p> <p><u>木造家屋が密集し、道路狭隘な地域や消火栓以外の水利が不便な地域については、大規模災害時に消火栓が使用できなくなった場合に活動が著しく困難になることを想定し、あらかじめ河川等の自然水利からの中継送水に係る計画を策定し、被害の軽減に努める。</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	○ 救急救命士の配置	<u>371</u> 名	○ 高規格救急車の整備	<u>51</u> 台	○ 高度応急処置用器材の整備		○ 救急救命処置用器材	<u>46</u> 式	○ 応急手当普及啓発		時点修正
○ 救急救命士の配置	<u>365</u> 名																						
○ 高規格救急車の整備	<u>47</u> 台																						
○ 高度応急処置用器材の整備																							
○ 救急救命処置用器材	<u>45</u> 式																						
○ 応急手当普及啓発																							
○ 救急救命士の配置	<u>371</u> 名																						
○ 高規格救急車の整備	<u>51</u> 台																						
○ 高度応急処置用器材の整備																							
○ 救急救命処置用器材	<u>46</u> 式																						
○ 応急手当普及啓発																							

頁	旧	新	修正理由																																				
105	(消防水利の状況) <table border="1"> <thead> <tr> <th>水利種別</th><th>消火栓</th><th>防火水槽</th><th>井戸</th><th>貯水池</th><th>プール</th><th>濠・河川溝川</th><th>その他</th><th>計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>箇所数</td><td>26,012</td><td>2,752</td><td>32(28)</td><td>208</td><td>291</td><td>1,579</td><td>0</td><td>30,874</td></tr> </tbody> </table>	水利種別	消火栓	防火水槽	井戸	貯水池	プール	濠・河川溝川	その他	計	箇所数	26,012	2,752	32(28)	208	291	1,579	0	30,874	(消防水利の状況) <table border="1"> <thead> <tr> <th>水利種別</th><th>消火栓</th><th>防火水槽</th><th>井戸</th><th>貯水池</th><th>プール</th><th>濠・河川溝川</th><th>その他</th><th>計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>箇所数</td><td>26,035</td><td>2,752</td><td>32(28)</td><td>202</td><td>290</td><td>1,789</td><td>0</td><td>31,100</td></tr> </tbody> </table>	水利種別	消火栓	防火水槽	井戸	貯水池	プール	濠・河川溝川	その他	計	箇所数	26,035	2,752	32(28)	202	290	1,789	0	31,100	時点修正
水利種別	消火栓	防火水槽	井戸	貯水池	プール	濠・河川溝川	その他	計																															
箇所数	26,012	2,752	32(28)	208	291	1,579	0	30,874																															
水利種別	消火栓	防火水槽	井戸	貯水池	プール	濠・河川溝川	その他	計																															
箇所数	26,035	2,752	32(28)	202	290	1,789	0	31,100																															
109	第10節 緊急輸送体制の整備 (略) ■ 基本方針 <p>大規模災害時における緊急輸送道路の確保を図るため、国土交通省、京都府、警察機関、近隣自治体等と協議しながら緊急輸送道路ネットワーク計画を策定し、緊急輸送道路の計画的な整備を図っていく。</p> <p>また、大規模災害時においては、緊急輸送道路ネットワーク計画を基にした緊急輸送を円滑に実施するため、車両等輸送力の確保、緊急通行車両の確認等を迅速に実施する体制を整備する。また、陸路からの緊急輸送だけでなく、ヘリコプターの機動力を活用した空路による緊急輸送体制を整備する。</p> <p>1 緊急輸送ルートの確保体制の整備 (略) (2) 緊急輸送道路ネットワークの整備（建設局道路建設課） (略) なお、人口集中地区（D I D地区）内における4車線未満の道路（2車線以上の道路）については、都市活動による交通需要や都市防災構造化対策事業計画を踏まえ、多車線化を検討する。</p>	第10節 緊急輸送体制の整備 (略) ■ 基本方針 <p>大規模災害時における緊急輸送道路の確保を図るため、国土交通省、京都府、警察機関、近隣自治体等と協議しながら緊急輸送道路ネットワーク計画を策定し、緊急輸送道路の計画的な整備を図っていく。</p> <p>また、大規模災害時においては、緊急輸送道路ネットワーク計画を基にした緊急輸送を円滑に実施するため、車両等輸送力を確保するとともに、緊急通行車両の確認等を事前にを行い、迅速に災害応急対策が実施できる体制を整備する。また、陸路からの緊急輸送だけでなく、ヘリコプターの機動力を活用した空路による緊急輸送体制を整備する。</p> <p>1 緊急輸送ルートの確保体制の整備 (略) (2) 緊急輸送道路ネットワークの整備（建設局道路建設課） (略) (削除)</p>	変更																																				
110	2 交通情報収集体制の整備 (1) 道路防災情報ネットワークへの対応（建設局（建設総務課、土木管理課、土木事務所）） (略) <p>なお、京都府公安委員会で、災害時に応じた交通管理のための交通情報板、交通監視カメラ（ITV）、信号機電源付加装置等の整備を検討するとともに、道路管理者と京都府公安委員会とが協議して計画的に道路情報板の整備を推進していく。</p>	2 交通情報収集体制の整備 (1) 道路防災情報ネットワークへの対応（建設局（建設総務課、土木管理課、土木事務所）） (略) <p>なお、京都府公安委員会で、災害時に応じた交通管理のための交通情報板、交通流監視用カメラ（ITV）、信号機電源付加装置等の整備を検討するとともに、道路管理者と京都府公安委員会とが協議して計画的に道路情報板の整備を推進していく。</p>	追加																																				

項目	旧	新	修正理由
111	<p>4 緊急通行車両の確認申出</p> <p>(略)</p> <p>(3) 緊急通行車両の確認申出に係る手続（各局、区役所）</p> <p>(略)</p> <p>※ 資料3-10-7 緊急通行車両<u>Q</u>確認申出書</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">(規制除外車両)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>緊急通行車両以外の車両で、発災後速やかに被災地に赴き人命救助、災害の拡大防止、物資の輸送等のために使用するもので</p> <p><input type="radio"/> 災害対策に従事する自衛隊、米軍、外交官関係車両</p> <p><input type="radio"/> その他の規制除外車両（医療機関等が使用する車両、医療機器等を輸送する車両、建設用重機・機材を運搬車両等）</p> <p>が該当する。</p> </div>	<p>4 緊急通行車両の確認申出</p> <p>(略)</p> <p>(3) 緊急通行車両の確認申出に係る手続（各局、区役所）</p> <p>(略)</p> <p>※ 資料3-10-7 緊急通行車両確認申出書</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">(規制除外車両)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>緊急通行車両以外の車両で、発災後速やかに被災地に赴き人命救助、災害の拡大防止、物資の輸送等のために使用するもので</p> <p><input type="radio"/> 災害対策に従事する自衛隊、米軍、外交官関係車両</p> <p><input type="radio"/> その他の規制除外車両（医療機関等が使用する車両、医療機器等を輸送する車両、建設用重機・機材を運搬<u>する</u>車両等）</p> <p>が該当する。</p> </div>	削除 追加
112	<p>3 緊急輸送ルートの確保体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>(2) 道路防災情報ネットワークへの対応（建設局（建設総務課、土木管理課、土木事務所））</p> <p>(略)</p> <p>なお、警察（公安委員会）で、災害時に対応した交通管理のための交通情報板、交通用テレビ（I T V）、信号機電源付加装置等の整備を検討するとともに、道路管理者と警察（公安委員会）とが協議して計画的に道路情報板の整備を推進していく。</p>	<p>3 緊急輸送ルートの確保体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>(2) 道路防災情報ネットワークへの対応（建設局（建設総務課、土木管理課、土木事務所））</p> <p>(略)</p> <p>なお、警察（公安委員会）で、災害時に対応した交通管理のための交通情報板、交通<u>流監視</u>用テレビ（I T V）、信号機電源付加装置等の整備を検討するとともに、道路管理者と警察（公安委員会）とが協議して計画的に道路情報板の整備を推進していく。</p>	追加

頁	旧	新	修正理由
114	<p>(3) 福祉避難所における応急備蓄（保健福祉局保健福祉総務課）</p> <p>※ 備蓄物資（食料・水）の整備（行財政局）（令和<u>6</u>年7月1日現在）</p> <p>○ アルファ 化米等 197,100 食 (略) (略) ○ 補助 食料 55,500 食</p> <p>○ 加水等が 不要な食料 562,750 食 (略) (略) ○ 飲料水 612,400 本</p> <p>※ 拠点備蓄倉庫の整備（行財政局）（令和<u>6</u>年7月1日現在）</p> <p>(略) (略) (略)</p> <p>※ 避難所備蓄倉庫の拡充（教育委員会、行財政局）（令和<u>6</u>年7月1日現在）</p> <p>○ 学校の余裕教室等を活用 299 箇所設置</p>	<p>(3) 福祉避難所における応急備蓄（保健福祉局保健福祉総務課）</p> <p>※ 備蓄物資（食料・水）の整備（行財政局）（令和<u>7</u>年7月1日現在）</p> <p>○ アルファ 化米等 197,160 食 (略) (略) (削除) (削除)</p> <p>○ 加水等が 不要な食料 507,514 食 (略) (略) ○ 飲料水 668,128 本</p> <p>※ 拠点備蓄倉庫の整備（行財政局）（令和<u>7</u>年7月1日現在）</p> <p>(略) (略) (略)</p> <p>※ 避難所備蓄倉庫の拡充（教育委員会、行財政局）（令和<u>7</u>年7月1日現在）</p> <p>○ 学校の余裕教室等を活用 301 箇所</p>	変更
115	<p>2 食料・飲料水供給体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>(5) 関係機関との連携（産業観光局（産業企画室、中央卸売市場第一市場、中央卸売市場第二市場、<u>産業イノベーション推進室、地域企業イノベーション推進室</u>））</p> <p>産業観光局（産業企画室、中央卸売市場第一市場、中央卸売市場第二市場、<u>産業イノベーション推進室、地域企業イノベーション推進室</u>）は、災害時の中央卸売市場における食料の早期安定供給を図るために体制を整備するとともに、経済関係団体等と連携して物資の安定供給のための体制を整備する。</p>	<p>2 食料・飲料水供給体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>(5) 関係機関との連携（産業観光局（産業企画室、中央卸売市場第一市場、中央卸売市場第二市場、<u>スタートアップ・産学連携推進室、地域企業振興室</u>））</p> <p>産業観光局（産業企画室、中央卸売市場第一市場、中央卸売市場第二市場、<u>スタートアップ・産学連携推進室、地域企業振興室</u>）は、災害時の中央卸売市場における食料の早期安定供給を図るために体制を整備するとともに、経済関係団体等と連携して物資の安定供給のための体制を整備する。</p>	事務分掌の変更に伴う修正

頁	旧	新	修正理由																																				
118	<p>2 公的備蓄の充実 (略)</p> <p>※ 備蓄物資（生活必需品等）の整備（行財政局）（令和6年7月1日現在）</p> <table> <tbody> <tr> <td>○ 毛布</td> <td><u>77,041</u> 枚</td> <td>○ トイレットペーパー <u>28,117</u> 卷</td> </tr> <tr> <td>○ 使い捨て哺乳瓶</td> <td>9,950 本</td> <td>○ 簡易トイレ <u>3,649</u> 個</td> </tr> <tr> <td>○ 紙おむつ（小）</td> <td><u>57,112</u> 枚</td> <td>○ アルミシート 227,257 枚</td> </tr> <tr> <td>○ 紙おむつ（大）</td> <td>26,300 枚</td> <td>○ 生理用品 78,200 枚</td> </tr> <tr> <td>○ 仮設トイレ（貯留式）</td> <td>440 基</td> <td>○ 凝固剤 <u>372,540</u> 回分</td> </tr> <tr> <td>○ 仮設トイレ（マンホール利用型）</td> <td><u>1,202</u> 基</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	○ 毛布	<u>77,041</u> 枚	○ トイレットペーパー <u>28,117</u> 卷	○ 使い捨て哺乳瓶	9,950 本	○ 簡易トイレ <u>3,649</u> 個	○ 紙おむつ（小）	<u>57,112</u> 枚	○ アルミシート 227,257 枚	○ 紙おむつ（大）	26,300 枚	○ 生理用品 78,200 枚	○ 仮設トイレ（貯留式）	440 基	○ 凝固剤 <u>372,540</u> 回分	○ 仮設トイレ（マンホール利用型）	<u>1,202</u> 基		<p>2 公的備蓄の充実 (略)</p> <p>※ 備蓄物資（生活必需品等）の整備（行財政局）（令和7年7月1日現在）</p> <table> <tbody> <tr> <td>○ 毛布</td> <td><u>76,791</u> 枚</td> <td>○ トイレットペーパー <u>27,577</u> 卷</td> </tr> <tr> <td>○ 使い捨て哺乳瓶</td> <td>9,950 本</td> <td>○ 簡易トイレ <u>3,228</u> 個</td> </tr> <tr> <td>○ 紙おむつ（小）</td> <td><u>17,100</u> 枚</td> <td>○ アルミシート 227,257 枚</td> </tr> <tr> <td>○ 紙おむつ（大）</td> <td>26,300 枚</td> <td>○ 生理用品 78,200 枚</td> </tr> <tr> <td>○ 仮設トイレ（貯留式）</td> <td>440 基</td> <td>○ 凝固剤 <u>406,950</u> 回分</td> </tr> <tr> <td>○ 仮設トイレ（マンホール利用型）</td> <td><u>1,436</u> 基</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	○ 毛布	<u>76,791</u> 枚	○ トイレットペーパー <u>27,577</u> 卷	○ 使い捨て哺乳瓶	9,950 本	○ 簡易トイレ <u>3,228</u> 個	○ 紙おむつ（小）	<u>17,100</u> 枚	○ アルミシート 227,257 枚	○ 紙おむつ（大）	26,300 枚	○ 生理用品 78,200 枚	○ 仮設トイレ（貯留式）	440 基	○ 凝固剤 <u>406,950</u> 回分	○ 仮設トイレ（マンホール利用型）	<u>1,436</u> 基		時点修正
○ 毛布	<u>77,041</u> 枚	○ トイレットペーパー <u>28,117</u> 卷																																					
○ 使い捨て哺乳瓶	9,950 本	○ 簡易トイレ <u>3,649</u> 個																																					
○ 紙おむつ（小）	<u>57,112</u> 枚	○ アルミシート 227,257 枚																																					
○ 紙おむつ（大）	26,300 枚	○ 生理用品 78,200 枚																																					
○ 仮設トイレ（貯留式）	440 基	○ 凝固剤 <u>372,540</u> 回分																																					
○ 仮設トイレ（マンホール利用型）	<u>1,202</u> 基																																						
○ 毛布	<u>76,791</u> 枚	○ トイレットペーパー <u>27,577</u> 卷																																					
○ 使い捨て哺乳瓶	9,950 本	○ 簡易トイレ <u>3,228</u> 個																																					
○ 紙おむつ（小）	<u>17,100</u> 枚	○ アルミシート 227,257 枚																																					
○ 紙おむつ（大）	26,300 枚	○ 生理用品 78,200 枚																																					
○ 仮設トイレ（貯留式）	440 基	○ 凝固剤 <u>406,950</u> 回分																																					
○ 仮設トイレ（マンホール利用型）	<u>1,436</u> 基																																						
119	<p>2 生活必需品供給体制の整備 (略)</p> <p>(5) 関係機関との連携（産業観光局（産業企画室、<u>産業イノベーション推進室</u>、<u>地域企業イノベーション推進室</u>））</p> <p>産業観光局（産業企画室、<u>産業イノベーション推進室</u>、<u>地域企業イノベーション推進室</u>）は、経済関係団体等と連携して物資の安定供給のための体制を整備する。</p>	<p>2 生活必需品供給体制の整備 (略)</p> <p>(5) 関係機関との連携（産業観光局（産業企画室、<u>スタートアップ・産学連携推進室</u>、<u>地域企業振興室</u>））</p> <p>産業観光局（産業企画室、<u>スタートアップ・産学連携推進室</u>、<u>地域企業振興室</u>）は、経済関係団体等と連携して物資の安定供給のための体制を整備する。</p>	事務分掌の変更に伴う修正																																				
121	<p>(5) 生活用水の確保 (略)</p> <p>ア 井戸の活用（行財政局防災危機管理室、教育委員会事務局教育環境整備室）</p> <p>小中学校等において、施設の改修等に併せて防災スクールウェル（井戸）の整備を図るとともに、民間の既設井戸について、災害時に地域に開放してもらう災害時協力井戸として登録することを働き掛ける。</p> <p>(略)</p> <p>※災害時協力井戸登録 <u>637</u> 件（行財政局）（令和6年7月1日現在）</p> <p>※下水高度処理水・雨水の有効利用（上下水道局）</p> <p>※雨水貯留タンクの設置（行財政局、教育委員会）</p>	<p>(5) 生活用水の確保 (略)</p> <p>ア 井戸の活用（行財政局防災危機管理室、教育委員会事務局教育環境整備室）</p> <p>小中学校等において、施設の改修等の機会をとらえて、可能な範囲で防災スクールウェル（井戸）の整備を検討する。また、民間の既設井戸について、災害時に地域に開放してもらう災害時協力井戸として登録することを働き掛ける。</p> <p>(略)</p> <p>※災害時協力井戸登録 <u>624</u> 件（行財政局）（令和7年7月1日現在）</p> <p>※下水高度処理水・雨水の有効利用（上下水道局）</p> <p>※雨水貯留タンクの設置（行財政局、教育委員会）</p>	変更 時点修正																																				

頁	旧	新	修正理由
	<p>4 広報体制の整備</p> <p>(1) 広報・問合せへの対応体制（上下水道局（総務課、お客さまサービス推進室））</p> <p>上下水道局（総務課、お客さまサービス推進室）は、地震発生直後から24時間体制で市民や報道機関からの問合せに対応できる体制を整備するとともに、広報車による広報や、広報紙の発行体制の整備も図る。</p>	<p>4 広報体制の整備</p> <p>(1) 広報・問合せへの対応体制（上下水道局（総務課、お客さまサービス推進室））</p> <p>上下水道局（総務課、お客さまサービス推進室）は、地震発生直後から市民や報道機関からの問合せに対応できる体制を整備するとともに、広報車による広報や、広報紙の発行体制の整備も図る。</p>	削除
123	<p>3 家畜・ペット動物等への対応体制</p> <p>(1) 家畜伝染病の予防体制の整備（産業観光局農林企画課）</p> <p>産業観光局農林企画課は、関係機関と連携して、震災後を想定した家畜伝染病の予防対策等の実施体制を整備する。</p>	<p>3 家畜・ペット動物等への対応体制</p> <p>(1) 家畜伝染病の予防体制の整備（産業観光局農林振興室）</p> <p>産業観光局農林振興室は、関係機関と連携して、震災後を想定した家畜伝染病の予防対策等の実施体制を整備する。</p>	事務分掌の変更に伴う修正
128	<p>イ 町角下水道マンホール利用型災害時トイレ (略)</p> <p>※ し尿収集体制の整備（環境政策局）</p> <p>※ 仮設トイレの備蓄・調達計画（行財政局、環境政策局）</p> <p>○ 仮設トイレ（貯留式） 440基（令和6年7月1日現在）</p> <p>※ 公共下水道を利用した災害時仮設トイレの整備（行財政局、上下水道局、建設局）</p> <p>○ 災害用マンホールトイレの整備</p> <p>○ 仮設トイレ（マンホール利用型） <u>1,202</u>基（令和6年7月1日現在）</p> <p>※ 震災時に対応可能な公衆トイレの整備検討（行財政局、環境政策局等）</p>	<p>イ 町角下水道マンホール利用型災害時トイレ (略)</p> <p>※ し尿収集体制の整備（環境政策局）</p> <p>※ 仮設トイレの備蓄・調達計画（行財政局、環境政策局）</p> <p>○ 仮設トイレ（貯留式） 440基（令和7年7月1日現在）</p> <p>※ 公共下水道を利用した災害時仮設トイレの整備（行財政局、上下水道局、建設局）</p> <p>○ 災害用マンホールトイレの整備</p> <p>○ 仮設トイレ（マンホール利用型） <u>1,218</u>基（令和7年7月1日現在）</p> <p>※ 震災時に対応可能な公衆トイレの整備検討（行財政局、環境政策局等）</p>	時点修正
132	<p>カ 伝統的建造物群保存地区の防火体制</p> <p>産寧坂、祇園新橋、嵯峨鳥居本、上賀茂の各地区に対し、消火器、住宅用防災機器等の防災施設の設置、維持、建物の防火改修の促進を行うとともに、防火座談会、消防訓練等を通じ、地区ぐるみの自主防火体制の充実強化を図る。</p>	<p>カ 伝統的建造物群保存地区の防火体制</p> <p>産寧坂、祇園新橋、嵯峨鳥居本、上賀茂の各地区に対し、消火器、住宅用防災機器、<u>感震ブレーカー</u>等の防災施設の設置、維持、建物の防火改修の促進を行うとともに、防火座談会、消防訓練等を通じ、地区ぐるみの自主防火体制の充実強化を図る。</p>	追加

頁	旧	新	修正理由
137	<p>3 要配慮者向け広報・広聴体制の整備</p> <p>(1) 要配慮者向け広報体制の整備（総合企画局（市長公室（広報担当）、<u>国際交流・共生推進室</u>））</p> <p>総合企画局（市長公室（広報担当）、<u>国際交流・共生推進室</u>）は、原則として一般市民向けに実施する予定の広報に関して、聴覚障害者や視覚障害者、又は日本語を解しない外国人に対しても同様の広報を実施できる体制を、保健福祉局、関係団体等と連携して実施できる体制を整備する。</p> <p>(2) 要配慮者向け広聴体制の整備（総合企画局<u>国際交流・共生推進室</u>、保健福祉局障害保健福祉推進室）</p> <p>また、総合企画局<u>国際交流・共生推進室</u>は、臨時相談所等に通訳を派遣できる体制を整備する。</p>	<p>3 要配慮者向け広報・広聴体制の整備</p> <p>(1) 要配慮者向け広報体制の整備（総合企画局（市長公室（広報担当）、<u>国際都市共創推進室（国際担当）</u>））</p> <p>総合企画局（市長公室（広報担当）、<u>国際都市共創推進室（国際担当）</u>）は、原則として一般市民向けに実施する予定の広報に関して、聴覚障害者や視覚障害者、又は日本語を解しない外国人に対しても同様の広報を実施できる体制を、保健福祉局、関係団体等と連携して実施できる体制を整備する。</p> <p>(2) 要配慮者向け広聴体制の整備（総合企画局<u>国際都市共創推進室（国際担当）</u>、保健福祉局障害保健福祉推進室）</p> <p>また、総合企画局<u>国際都市共創推進室（国際担当）</u>は、臨時相談所等に通訳を派遣できる体制を整備する。</p>	事務分掌の変更に伴う修正
145	<p>25-3 電信電話施設の災害予防（西日本<u>電信電話</u>株式会社）</p> <p>(略)</p> <p>1 防災体制</p> <p>(1) 災害等対策の基本的事項・共通事項</p> <p>西日本<u>電信電話</u>株式会社の災害等対策規程の定めに即し、NTT西日本京都支店災害等対策実施細則により、災害に備えた平常時からの準備をはじめ、災害が発生し、発生のおそれがある場合における通信の疎通と重要通信の確保、お客様対応、社員等に対する基本的事項・共通事項を定める。</p>	<p>25-3 電信電話施設の災害予防（NTT西日本株式会社）</p> <p>(略)</p> <p>1 防災体制</p> <p>(1) 災害等対策の基本的事項・共通事項</p> <p>NTT西日本株式会社の災害等対策規程の定めに即し、NTT西日本京都支店災害等対策実施細則により、災害に備えた平常時からの準備をはじめ、災害が発生し、発生のおそれがある場合における通信の疎通と重要通信の確保、お客様対応、社員等に対する基本的事項・共通事項を定める。</p>	名称変更
147	<p>1 地震に強い下水道の整備</p> <p>(1) 管路施設の地震対策（上下水道局下水道部設計課）</p> <p>(略)</p> <p>イ システムとしての強化対策</p> <p>下水道システム全体を地震に対して強くするため、老朽管路の更新事業や<u>合流式下水道改善事業</u>の中で、幹線に損壊があった場合にも代替管路により流下可能となる幹線の2系統化を進めていく。</p>	<p>1 地震に強い下水道の整備</p> <p>(1) 管路施設の地震対策（上下水道局下水道部設計課）</p> <p>(略)</p> <p>イ システムとしての強化対策</p> <p>下水道システム全体を地震に対して強くするため、老朽管路の更新事業の中で、幹線に損壊があった場合にも代替管路により流下可能となる幹線の2系統化を進めていく。</p>	削除

頁	旧	新	修正理由
148	<p>(4) ポンプ場、水環境保全センターの使用機器台帳等の整理・保管（上下水道局下水道部施設課） (略)</p> <p>3 下水道施設、資源の防災活用 (略)</p> <p>(1) ポンプ場・水環境保全センターのオープンスペースの活用（上下水道局下水道部施設課） (略)</p> <p>※中期経営プラン（2018-2022）下水道事業（上下水道局）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>雨に強く安心できる浸水対策の推進</u> ○ <u>地震等の災害に強い上下水道施設の整備</u> ○ <u>市内河川と下流水域の水環境を守る下水の高度処理の推進</u> ○ <u>雨の日も水環境を守る合流式下水道の改善</u> ○ <u>基幹施設の機能維持・向上のための改築更新</u> ○ <u>道路の下でくらしを支える管路施設の改築更新</u> 	<p>(4) ポンプ場、水環境保全センターの使用機器台帳等の整理・保管（上下水道局下水道部<u>管理課</u>、施設課） (略)</p> <p>3 下水道施設、資源の防災活用 (略)</p> <p>(1) ポンプ場・水環境保全センターのオープンスペースの活用（上下水道局下水道部<u>管理課</u>、施設課） (略)</p> <p>※中期経営プラン（2023-2027）下水道事業（上下水道局）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>下水管路の適切な維持管理</u> ○ <u>優先度を踏まえた下水管路の改築更新・耐震化</u> ○ <u>水環境保全センター施設の再構築</u> ○ <u>健全な水環境を保全するための合流式下水道の改善</u> ○ <u>「雨に強いまちづくり」を実現するための浸水対策の推進</u> ○ <u>（削除）</u> 	事務分掌の変更に伴う修正 時点修正
149	<p>2 高速鉄道の災害予防 (略)</p> <p>(2) 災害応急復旧体制の整備（交通局（高速鉄道部技術監理課、高速車両課、車両工場、電気課）） ア緊急地震速報システム、姉小路総合指令所・山科変電所内に設置した地震計により、地震情報の迅速な入手を図り、旅客の避難誘導等のため、運転指令区から駅、列車へ速やかに情報を伝達し、適切な措置を講じる体制を<u>強化する</u>。</p>	<p>2 高速鉄道の災害予防 (略)</p> <p>(2) 災害応急復旧体制の整備（交通局（高速鉄道部技術監理課、高速車両課、車両工場、電気課）） ア緊急地震速報システム、姉小路総合指令所・山科変電所内に設置した地震計により、地震情報の迅速な入手を図り、旅客の避難誘導等のため、運転指令区から駅、列車へ速やかに情報を伝達し、適切な措置を講じる体制を<u>整備している</u>。</p>	変更
156	<p>2 ターミナル（京都駅周辺）における帰宅困難者対応の推進 (略)</p> <p>(1) 概要 (略) <u>（追記）</u></p>	<p>2 ターミナル（京都駅周辺）における帰宅困難者対応の推進 (略)</p> <p>(1) 概要 (略)</p> <p><u>また、令和6年12月に京都駅周辺地域都市再生緊急整備地域の拡大及び京都南部油小路通沿道地域都市再生緊急整備地域との統合により、「京都駅周辺・京都南部油小路通沿道地域都市再生緊急整備協議会」、「京都駅周辺地域都市再生安全確保計画」に名称を変更している。</u></p>	追加

頁	旧	新	修正理由
171	<p>(区本部の主な分掌事務)</p> <p><u>(追記)</u></p> <p>ア 本部事務局、各部、関係機関等との連携に関すること。 イ 災害対策の総合調整に関すること。 ウ 被害状況の調査及び報告に関すること。 エ 災害応急対策の実施状況等の把握及び報告に関すること。 オ 避難の準備、避難情報及び避難誘導に関すること。 カ 避難所の開設及び運営に関すること。 キ 広報及び広聴（安否情報を含む。）に関すること。 ク 炊出しその他による食糧の給付に関すること。 ケ 見舞金品及び生活必需品の給付に関すること。 コ 被災者生活再建支援金の受付及び支給に関すること。 サ 義援金品の受領、保管及び給付に関すること。 シ 応急仮設住宅の入居受付に関すること。 ス り災証明（火災によるものを除く。）等の災害に関する諸証明に関すること。 セ 行方不明者の捜索等の措置に関すること。 ソ 遺体の収容、安置及び処置に関すること。 タ 各種団体、ボランティア等との連携に関すること。 チ 被災者の生活相談に関すること。 ツ 被災者の災害援護資金の貸付けに関すること。 テ 被災要配慮者に対する救援措置に関すること。 ト 救護班の編成、救護所の設置その他の医療助産に関すること。 ナ 医療関係機関との連携に関すること。 ミ 所管施設及び業務に係る被害状況の調査及び報告に関すること。 ヌ 所管施設等の応急復旧に関すること。 ネ 所管施設の入所者、来庁者等の安全確保に関すること。 ノ 所管業務に係る必要な資機材等の調達に関すること。 ハ その他区役所（区役所支所）の所管区域における救助の実施に関すること。</p>	<p>(区本部の主な分掌事務)</p> <p>ア <u>区本部の設置、閉鎖に関すること。</u> イ <u>区本部の庶務に関すること。</u> ウ 本部事務局、各部、関係機関等との連携に関すること。 エ 災害対策の総合調整に関すること。 オ 被害状況の調査及び報告に関すること。 カ 災害応急対策の実施状況等の把握及び報告に関すること。 キ 避難の準備、避難情報及び避難誘導に関すること。 ク 避難所の開設及び運営に関すること。 ケ 広報及び広聴（安否情報を含む。）に関すること。 コ 炊出しその他による食糧の給付に関すること。 サ 見舞金品及び生活必需品の給付に関すること。 シ 被災者生活再建支援金の受付及び支給に関すること。 ス 義援金品の受領、保管及び給付に関すること。 セ 応急仮設住宅の入居受付に関すること。 ノ り災証明（火災によるものを除く。）等の災害に関する諸証明に関すること。 タ 行方不明者の捜索等の措置に関すること。 チ 遺体の収容、安置及び処置に関すること。 ツ 各種団体、ボランティア等との連携に関すること。 テ 被災者の生活相談に関すること。 ト 被災者の災害援護資金の貸付けに関すること。 ナ 被災要配慮者に対する救援措置に関すること。 ミ 救護班の編成、救護所の設置その他の医療助産に関すること。 ヌ 医療関係機関との連携に関すること。 ネ 所管施設及び業務に係る被害状況の調査及び報告に関すること。 ノ 所管施設等の応急復旧に関すること。 ハ 所管施設の入所者、来庁者等の安全確保に関すること。 ヒ 所管業務に係る必要な資機材等の調達に関すること。 フ その他区役所（区役所支所）の所管区域における救助の実施に関すること。</p>	追加

頁	旧	新	修正理由
180	<p>2.8 交替要員の確保等に配慮する</p> <p>(1) 交替要員</p> <p>2.8.1 職員の健康管理に十分留意する（行財政部厚生班）</p> <p>行財政部長（行財政部厚生班）は、災害対策活動が長期化すると予想される場合には、職員の健康管理に十分に留意する。</p>	<p>2.8 交替要員の確保等に配慮する</p> <p>(1) 交替要員</p> <p>2.8.1 職員の健康管理に十分留意する（行財政部人事班）</p> <p>行財政部長（行財政部人事班）は、災害対策活動が長期化すると予想される場合には、職員の健康管理に十分に留意する。</p>	事務分掌の変更に伴う修正
185	<p>3.5 通信設備の機能回復を図る</p> <p>(略)</p> <p>3.5.6 通信機能の早期回復に必要な措置を依頼する（本部事務局）</p> <p>本部事務局は、有線電話途絶時や停電発生時には、西日本電信電話株式会社、関西電力送配電株式会社等に対し、通信機能の早期復旧に必要な措置を依頼する。</p>	<p>3.5 通信設備の機能回復を図る</p> <p>(略)</p> <p>3.5.6 通信機能の早期回復に必要な措置を依頼する（本部事務局）</p> <p>本部事務局は、有線電話途絶時や停電発生時には、NTT西日本株式会社、関西電力送配電株式会社等に対し、通信機能の早期復旧に必要な措置を依頼する。</p>	名称変更
186	<p>第4節 広報・広聴活動</p> <p>■ 基本方針</p> <p>震災時には、市民に災害や被害に関する情報を速やかに伝えることが大切である。その一方、停電や通信施設の途絶などにより市民に対する通常の情報提供手段が使用不能になるおそれがあるほか、情報不足による混乱が発生する可能性もある。</p> <p>(略)</p>	<p>第4節 広報・広聴活動</p> <p>■ 基本方針</p> <p>震災時には、市民及び京都市滞在の旅行者に対して災害や被害に関する情報を速やかに伝えることが大切である。その一方、停電や通信施設の途絶などにより市民に対する通常の情報提供手段が使用不能になるおそれがあるほか、情報不足による混乱が発生する可能性もある。</p> <p>(略)</p>	追加
192	<p>4.6 臨時相談所を開設・運営する</p> <p>(略)</p> <p>4.6.3 関係機関等に連絡し、対応する（区本部）</p> <p>(略)</p> <p><u>(追記)</u></p>	<p>4.6 臨時相談所を開設・運営する</p> <p>(略)</p> <p>4.6.3 関係機関等に連絡し、対応する（区本部）</p> <p>(略)</p> <p>性的ハラスメントや暴力の相談については、男女共同参画センター、DV相談支援センター等の専門機関を案内する。</p>	

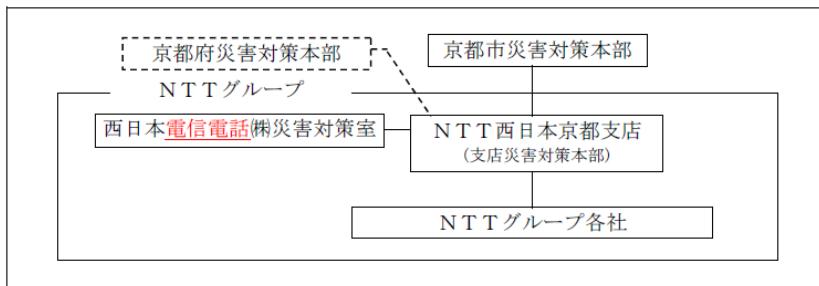
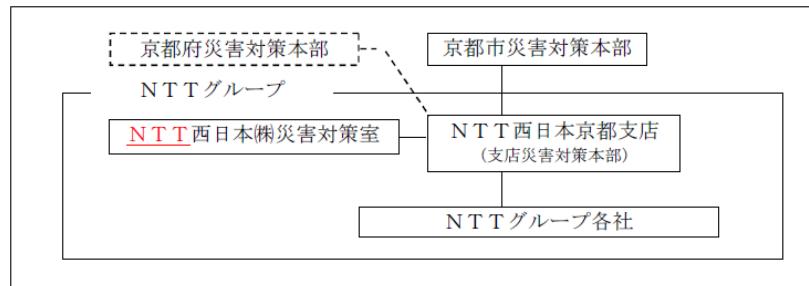
頁	旧	新	修正理由
214	<p>7.4 避難所の運営体制をつくる (略) 7.4.3 運営協議会で協議して運営する（運営協議会） (略) <u>(追記)</u></p> <p>イ 大規模な災害のときなど長期にわたり避難所の開設が見込まれる場合は、可能な限り避難者が、自主的な運営を行うよう努める。 エ 発災直後の混乱した状況においては、施設管理者が避難所の運営を支援するよう努める。</p>	<p>7.4 避難所の運営体制をつくる (略) 7.4.3 運営協議会で協議して運営する（運営協議会） (略)</p> <p>イ 指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。 エ 大規模な災害のときなど長期にわたり避難所の開設が見込まれる場合は、可能な限り避難者が、自主的な運営を行うよう努める。 エ 発災直後の混乱した状況においては、施設管理者が避難所の運営を支援するよう努める。</p>	京都府地域防災計画との整合
217	<p>7.7 避難生活の長期化に対応する (略) 7.7.4 きめ細かな情報提供と相談体制の確立に努める（区本部） (略) <u>(追記)</u></p>	<p>7.7 避難生活の長期化に対応する (略) 7.7.4 きめ細かな情報提供と相談体制の確立に努める（区本部） (略)</p> <p><u>また、文化市民部等の協力のもとに、性的ハラスメントや暴力について相談できる環境整備に努める。</u></p>	追加
237	<p>10.6 緊急通行車両の確認を行う 10.6.1 緊急通行車両の通行の確保を図る (略) なお、災害発生前における緊急通行車両の確認は、京都府警察本部交通規制課長、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署長において行う。また、一度に多数の車両の申出を行う場合は、申出先と事前調整を行った上で、緊急通行車両の確認申出を行う。 (略) 災害発生後における緊急通行車両の確認は、京都府警察本部交通規制課長、高速道路交通警察隊長、警察署長において行う。</p>	<p>10.6 緊急通行車両の確認を行う 10.6.1 緊急通行車両の通行の確保を図る (略)</p> <p>なお、災害発生前における緊急通行車両の確認は、京都府警察本部交通規制課又は車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署を経由して同課において行う。また、一度に多数の車両の申出を行う場合は、申出先と事前調整を行った上で、緊急通行車両の確認申出を行う。 (略) 災害発生後における緊急通行車両の確認は、京都府警察本部交通規制課、高速道路交通警察隊、警察署において行う。</p>	変更

頁	旧	新	修正理由
238	<p>(手続要領)</p> <p>ア 緊急通行車両確認申<u>請</u>書、必要書類を提出する（各部、区本部）</p> <p>災害発生前・災害発生後ともに申出を行う車両については、緊急通行車両確認申出書、輸送協定書等の当該車両を使用して行う事務又は業務内容を証明する書類（輸送協定書等がない場合は、本部等の上申書等）を、前記の交通規制課長<u>等</u>に提出する。</p> <p>(略)</p>	<p>(手續要領)</p> <p>ア 緊急通行車両確認申<u>出</u>書、必要書類を提出する（各部、区本部）</p> <p>災害発生前・災害発生後ともに申出を行う車両については、緊急通行車両確認申出書、<u>防災計画</u>輸送協定書等の当該車両を使用して行う事務又は業務内容を証明する書類（<u>防災計画</u>輸送協定書等がない場合は、本部等の上申書等）を、前記の交通規制課長に提出する。</p> <p>(略)</p>	変更
277	<p>(トイレの環境管理)</p> <p>(略)</p> <p>エ その他、トイレの管理に必要な対策を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>(トイレの環境管理)</p> <p>(略)</p> <p>エ その他、<u>防犯・安全対策等</u>トイレの管理に必要な対策を行う。</p> <p>(略)</p>	追加
292	<p>21.5 応援を要請する</p> <p>21.5.1 文化庁に応急措置や一時保管等の応急援助を要請する（文化市民部文化財対策班）</p> <p>文化市民部文化財対策班は、被害が甚大であるなど京都市に所在する文化財に対する緊急対応が困難な場合、文化財の廃棄、散逸を防止するため、必要に応じて京都府を通じて文化庁に対して応急措置や一時保管などの応急援助等を要請する。</p>	<p>21.5 応援を要請する</p> <p>21.5.1 文化庁<u>等</u>に応急措置や一時保管等の応急援助を要請する（文化市民部文化財対策班）</p> <p>文化市民部文化財対策班は、被害が甚大であるなど京都市に所在する文化財に対する緊急対応が困難な場合、文化財の廃棄、散逸を防止するため、必要に応じて京都府を通じて文化庁<u>及び独立行政法人国立文化財機構文化財防災センター</u>に対して応急措置や一時保管などの応急援助等を要請する。</p>	追加
303	<p>第23節 災害救助法の適用</p> <p>■ 基本方針</p> <p>本部長は、京都市内における被害が災害救助法の適用基準に該当し、又は該当すると見込まれる場合、若しくは、災害が発生するおそれがある段階において国が災害対策本部を設置し、<u>「被災するおそれがある都道府県」として京都府が</u>告示され、京都市において早期避難の実施等の必要がある場合、同法の適用を決定し、必要な救助を実施する。</p> <p>(略)</p>	<p>第23節 災害救助法の適用</p> <p>■ 基本方針</p> <p>本部長は、京都市内における被害が災害救助法の適用基準に該当し、又は該当すると見込まれる場合、若しくは、災害が発生するおそれがある段階において国が災害対策本部を設置し、<u>当該本部の所管区域</u>が告示され、京都市において事前避難の実施等の必要がある場合、同法の適用を決定し、必要な救助を実施する。</p> <p>(略)</p>	本市は、災害救助実施市であることに伴う修正

項目	旧			新			修正理由	
■ 役割分担			■ 役割分担					
応急対策項目	担当	分担内容	応急対策項目	担当	分担内容			
23.1 災害救助法の適応を判断する	本部事務局	(略)	(略)	(略)	(略)			
		(略)	(2) <u>災害の規模が大きく住家の滅失の認定に時間を要すると判断する</u> （災害救助法第2条第1項）	23.1 災害救助法の適応を判断する	本部事務局	(2) <u>住家等への被害が生じた場合</u> (災害救助法第2条第1項 <u>(1~3号基準)</u>)	災害救助法の改正に伴う修正	
		(略)	23.1.5 災害救助法適用見込みを判断する			23.1.5 災害救助法適用見込みを判断する		
		(略)	23.1.6 被害状況を内閣府に報告する			23.1.6 被害状況を内閣府に報告し、災害救助法の適用について事前相談する		
		(追記)				(3) <u>災害が発生し、生命・身体への危害又はそのおそれが生じた場合</u> （災害救助法第2条第1項 <u>(4号基準)</u> ）		
		(3) <u>災害が発生するおそれがあるとき</u> (災害救助法第2条第2項)				23.1.7 災害救助法適用を判断する		
		(略)	23.1.7 災害救助法適用を判断する			23.1.8 避難や救助の実施状況等に加え、災害救助法の適用について内閣府に事前相談する		
		(略)	23.1.8 避難に関する情報を内閣府に報告する			(4) <u>災害が発生するおそれ段階の適用</u> (災害救助法第2条第2項)		
		(略)	(略)			23.1.9 災害救助法適用を判断する		
		(略)	(略)			23.1.10 避難や救助の実施状況等に加え、災害救助法の適用について内閣府に事前相談する		
23.3 災害救助を実施する	本部事務局	(略)	(略)	(略)	(略)			
		(略)	23.3.2 特別基準の設定について協議する	23.3 災害救助を実施する	本部事務局	23.3.2 特別基準の設定について内閣府と協議する		
		(略)	(略)			(略)		
		(略)	(略)			(略)		
		(略)	(略)			(略)		

頁	旧	新	修正理由
304	<p>(災害救助法の適用)</p> <p>(略)</p> <p>イ 災害救助法による救助の種類</p> <p>(ア) 避難所及び応急仮設住宅の供与</p> <p>(イ) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給</p> <p>(ウ) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</p> <p>(エ) 医療<u>及び</u>助産</p> <p>(オ) 被災者の救出</p> <p>(カ) <u>被災した</u>住宅の応急修理</p> <p>(キ) 学用品の給与</p> <p>(ク) 埋葬</p> <p>(ケ) 死体の搜索及び処理</p> <p>(コ) <u>災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去</u></p> <p><u>(追記)</u></p> <p>(略)</p>	<p>(災害救助法の適用)</p> <p>(略)</p> <p>イ 災害救助法による救助の種類</p> <p>(ア) 避難所の<u>設置</u>及び応急仮設住宅の供与</p> <p>(イ) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給</p> <p>(ウ) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</p> <p>(エ) 医療<u>・</u>助産</p> <p>(オ) <u>福祉サービスの提供</u></p> <p>(カ) 被災者の救出</p> <p>(キ) 住宅の応急修理</p> <p>(ク) 学用品の給与</p> <p>(ケ) 埋葬</p> <p>(コ) 死体の搜索及び処理</p> <p>(サ) <u>障害物の除去</u></p> <p>(シ) <u>輸送費及び賃金職員等雇用上げ費</u></p> <p>(略)</p>	災害救助法の改正に伴う修正
305	<p>(2) <u>災害の規模が大きく住家の滅失の認定に時間を要すると判断するとき</u>（災害救助法第2条第1項）</p> <p>(略)</p> <p>23.1.6 被害状況を内閣府に報告する（本部事務局）</p> <p>本部事務局は、被害状況を内閣府に報告する。</p> <p><u>(追記)</u></p>	<p>(2) <u>住家等への被害が生じた場合</u>（災害救助法第2条第1項（1～3号基準））</p> <p>(略)</p> <p>23.1.6 被害状況を内閣府に報告し、<u>災害救助法の適用について事前相談する</u>（本部事務局）</p> <p>本部事務局は、被害状況を内閣府に報告し、<u>災害救助法の適用について事前相談する</u>。</p> <p>(3) <u>災害が発生し、生命・身体への危害又はそのおそれが生じた場合</u>（災害救助法第2条第1項（4号基準））</p> <p>23.1.7 災害救助法適用を判断する（本部事務局）</p> <p>本部事務局は、以下の①～③のすべてを満たす場合、又は、①を満たし、かつ、②又は③のいずれかを満たす場合は、法による応急的な救助が必要であるため、災害救助法の適用を判断する。</p> <p>①都道府県災害対策本部及び市町村災害対策本部が設置されていること</p> <p>②災害により、現に住家被害が発生している、又は、発生する（発生している）蓋然性が高いこと</p>	災害救助法の改正に伴う修正

頁	旧	新	修正理由
	<p>(3) 災害が発生するおそれがあるとき（災害救助法第2条第2項）</p> <p>23.1.7 災害救助法適用を判断する（本部事務局） 災害が発生するおそれがある段階に、国に災害対策本部において、「被災するおそれのある都道府県」として京都府が告示されたとき、本部事務局は、早期避難の必要性等を踏まえ、避難所の供与等の救助が必要かどうか判断する。</p> <p>23.1.8 避難に関する情報を内閣府に報告する（本部事務局） 本部事務局は、避難に関する情報を内閣府に報告する。</p>	<p><u>③原則として避難所が開設され、避難生活が継続すると見込まれること</u> <u>※なお、①～③以外の場合に4号基準の適用を排除するものではない。</u></p> <p><u>(4) 災害が発生するおそれ段階の適用（災害救助法第2条第2項）</u></p> <p>23.1.9 灾害救助法適用を判断する（本部事務局） 災害が発生するおそれがある場合において、国に災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置され、当該本部の所管区域が告示されたときは、本部長は、当該所管区域内の市町村の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に対しても、救助を行うことができるため、避難の必要性等を把握のうえ、災害救助法の適用を判断する。</p> <p>23.1.10 避難や救助の実施状況等に加え、災害救助法の適用について内閣府と事前調整する（本部事務局） 本部事務局は、避難や救助の実施状況等に加え、災害救助法の適用について内閣府と事前相談する。</p>	
306	23.3 災害救助を実施する (略) 23.3.2 特別基準の設定について協議する（本部事務局）	23.3 災害救助を実施する (略) 23.3.2 特別基準の設定について内閣府と協議する（本部事務局）	追加
314	25.3 電気通信施設の応急対策 ■ 実施責任者：西日本電信電話株式会社	25.3 電気通信施設の応急対策 ■ 実施責任者：NTT西日本株式会社	名称変更

頁	旧	新	修正理由																								
	<p>■ 役割分担</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>応急対策項目</th><th>担当</th><th>分担内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25.3.1 応急復旧体制を整える</td><td>西日本電信電話株式会社(NTT西日本)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>25.3.2 応急復旧対策を行う</td><td>西日本電信電話株式会社(NTT西日本)</td><td> <p>(1) 回線の非常措置</p> <p>25.3.2.1 回線の切替措置を行う</p> <p>25.3.2.2 可搬無線機、<u>移動無線車</u>、移動電源車の運用を図る</p> <p>25.3.2.3 疎通確保の措置、特設公衆電話を設置する</p> <p>(略)</p> </td></tr> <tr> <td>25.3.3 被災地ネットワークを確保する</td><td>西日本電信電話株式会社(NTT西日本)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	応急対策項目	担当	分担内容	25.3.1 応急復旧体制を整える	西日本電信電話株式会社(NTT西日本)	(略)	25.3.2 応急復旧対策を行う	西日本電信電話株式会社(NTT西日本)	<p>(1) 回線の非常措置</p> <p>25.3.2.1 回線の切替措置を行う</p> <p>25.3.2.2 可搬無線機、<u>移動無線車</u>、移動電源車の運用を図る</p> <p>25.3.2.3 疎通確保の措置、特設公衆電話を設置する</p> <p>(略)</p>	25.3.3 被災地ネットワークを確保する	西日本電信電話株式会社(NTT西日本)	(略)	<p>■ 役割分担</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>応急対策項目</th><th>担当</th><th>分担内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25.3.1 応急復旧体制を整える</td><td>NTT西日本株式会社(NTT西日本)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>25.3.2 応急復旧対策を行う</td><td>NTT西日本株式会社(NTT西日本)</td><td> <p>(1) 回線の非常措置</p> <p>25.3.2.1 回線の切替措置を行う</p> <p>25.3.2.2 可搬無線機、移動電源車の運用を図る</p> <p>25.3.2.3 疎通確保の措置、特設公衆電話を設置する</p> <p>(略)</p> </td></tr> <tr> <td>25.3.3 被災地ネットワークを確保する</td><td>NTT西日本株式会社(NTT西日本)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	応急対策項目	担当	分担内容	25.3.1 応急復旧体制を整える	NTT西日本株式会社(NTT西日本)	(略)	25.3.2 応急復旧対策を行う	NTT西日本株式会社(NTT西日本)	<p>(1) 回線の非常措置</p> <p>25.3.2.1 回線の切替措置を行う</p> <p>25.3.2.2 可搬無線機、移動電源車の運用を図る</p> <p>25.3.2.3 疎通確保の措置、特設公衆電話を設置する</p> <p>(略)</p>	25.3.3 被災地ネットワークを確保する	NTT西日本株式会社(NTT西日本)	(略)	
応急対策項目	担当	分担内容																									
25.3.1 応急復旧体制を整える	西日本電信電話株式会社(NTT西日本)	(略)																									
25.3.2 応急復旧対策を行う	西日本電信電話株式会社(NTT西日本)	<p>(1) 回線の非常措置</p> <p>25.3.2.1 回線の切替措置を行う</p> <p>25.3.2.2 可搬無線機、<u>移動無線車</u>、移動電源車の運用を図る</p> <p>25.3.2.3 疎通確保の措置、特設公衆電話を設置する</p> <p>(略)</p>																									
25.3.3 被災地ネットワークを確保する	西日本電信電話株式会社(NTT西日本)	(略)																									
応急対策項目	担当	分担内容																									
25.3.1 応急復旧体制を整える	NTT西日本株式会社(NTT西日本)	(略)																									
25.3.2 応急復旧対策を行う	NTT西日本株式会社(NTT西日本)	<p>(1) 回線の非常措置</p> <p>25.3.2.1 回線の切替措置を行う</p> <p>25.3.2.2 可搬無線機、移動電源車の運用を図る</p> <p>25.3.2.3 疎通確保の措置、特設公衆電話を設置する</p> <p>(略)</p>																									
25.3.3 被災地ネットワークを確保する	NTT西日本株式会社(NTT西日本)	(略)																									
314	(京都市災害対策本部とNTT西日本との通信連絡系統) 	(京都市災害対策本部とNTT西日本との通信連絡系統) 	名称変更																								
315	<p>25.3.2 応急復旧対策を行う</p> <p>電気通信設備に災害が発生し、通信回線が故障となったときは、西日本電信電話株式会社災害等対策規程の定めるところにより、当該設備の復旧に関し応急の措置をとる。</p> <p>(略)</p> <p>25.3.2.2 可搬無線機、<u>移動無線車</u>、移動電源車の運用を図る</p>	<p>25.3.2 応急復旧対策を行う</p> <p>電気通信設備に災害が発生し、通信回線が故障となったときは、NTT西日本株式会社災害等対策規程の定めるところにより、当該設備の復旧に関し応急の措置をとる。</p> <p>(略)</p> <p>25.3.2.2 可搬無線機、移動電源車の運用を図る</p>	<p>名称変更</p> <p>削除</p>																								

頁	旧	新	修正理由
318	<p>25.4.3 応援を要請する (略)</p> <p>25.4.3.1 地震発生後の応急復旧等の基本体制に必要な団体、関係会社等に協力を要請する (上下水道部総務班)</p> <p>地震発生後の応急復旧等の基本体制に必要な団体、関係会社等への協力要請については、社団法人京都府建設業協会京都支部、京都土木協会、社団法人京都市公認水道協会、財団法人京都市上下水道サービス協会を通じて行う。</p>	<p>25.4.3 応援を要請する (略)</p> <p>25.4.3.1 地震発生後の応急復旧等の基本体制に必要な団体、関係会社等に協力を要請する (上下水道部総務班)</p> <p>地震発生後の応急復旧等の基本体制に必要な団体、関係会社等への協力要請については、社団法人京都府建設業協会京都支部、京都土木協会、<u>一般</u>社団法人京都市公認水道協会、<u>一般</u>財団法人京都市上下水道サービス協会を通じて行う。</p>	名称変更
377	<p>第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>■ 計画の目的</p> <p>南海トラフ地震が発生した場合、京都市の一部に震度6弱以上となる地域があるため、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第3条第1項の規定により、南海トラフ地震防災対策推進地域として指定を受けた（平成26年3月31日内閣府告示第21号）。</p> <p>同法第5条の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進計画（以下「推進計画」とする。）を定め、地震防災対策の推進を図ることにより、市民の生命、身体、財産と暮らしを守る。</p> <p>■ 基本方針</p> <p>(略)</p> <p>そのため、直接的な被害に対応するだけでなく、間接的な被害の大きいことを想定したうえで、<u>海溝型の巨大</u>地震固有に係る<u>もの</u>を中心とした推進計画とする。</p> <p>さらに、国、地方公共団体等は、南海トラフ地震に関する調査研究を連携して進め、新たな対策の検討が必要とされていることを初めとして、国や京都府など他の地方公共団体、地域住民等、様々な主体が相互に連携をとって計画的かつ速やかに防災対策を推進する必要があり、南海トラフ地震防災対策推進基本計画に示された内容を踏まえた取組を進めることにより、地震防災対策を充実させる。</p>	<p>第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>■ 計画の目的</p> <p>南海トラフ地震が発生した場合、京都市の一部に震度6弱以上となる地域があるため、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第3条第1項の規定により、南海トラフ地震防災対策推進地域として指定を受けた（平成26年3月31日内閣府告示第21号）。</p> <p>同法第5条<u>第2項</u>の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進計画（以下「推進計画」とする。）を定め、地震防災対策の推進を図ることにより、市民の生命、身体、財産と暮らしを守る。</p> <p>■ 基本方針</p> <p>(略)</p> <p>そのため、直接的な被害に対応するだけでなく、間接的な被害が大きいことを想定したうえで、<u>基本的には第1章～第4章を準用し、南海トラフ地震固有に係る部分</u>を中心とした推進計画とする。</p> <p>さらに、国、地方公共団体等は、南海トラフ地震に関する調査研究を連携して進め、新たな対策の検討が必要とされていることを初めとして、国や京都府など他の地方公共団体、地域住民等、様々な主体が相互に連携をとって計画的かつ速やかに防災対策を推進する必要があり、南海トラフ地震防災対策推進基本計画に示された内容を踏まえた取組を進めることにより、<u>本市における</u>地震防災対策を充実させる。</p>	「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」の改正に伴う修正

頁	旧	新	修正理由
378	<h2>第1節 災害予防</h2> <h3>■ 計画の目的</h3> <p>南海トラフ地震が発生した場合、東海から九州にかけての太平洋沿岸を中心に極めて広域で同時に甚大な被害が発生するおそれが強く、国や地方公共団体、防災関係機関等が連携して広域的な防災体制の確立が必要である。また、京都市域の被害は、震源域の地域や津波被害の予測される地域と比べ、比較的小ないと予測されていることから、近隣の他府県からの応援は期待できないと想定される。そのため、行政による「公助」とともに、市民が自らを守る「自助」、近隣の地域コミュニティによる「共助」の地域防災計画の理念のもとに、市民、自主防災組織、NPO、事業所等の関係機関・団体等が<u>一体となって、</u>他からの支援なしで災害に対応できることを目標に、防災力の向上を図る。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<h2>第1節 災害予防</h2> <h3>■ 計画の目的</h3> <p>南海トラフ地震が発生した場合、東海から九州にかけての太平洋沿岸を中心に極めて広域で同時に甚大な被害が発生するおそれが強く、国や地方公共団体、防災関係機関等が連携して広域的な防災体制の確立が必要である。また、京都市域の被害は、震源域の地域や津波被害の予測される地域と比べ、比較的小ないと予測されていることから、近隣の他府県からの応援は期待できないと想定される。そのため、行政による「公助」とともに、市民が自らを守る「自助」、近隣の地域コミュニティによる「共助」の地域防災計画の理念のもとに、市民、自主防災組織、NPO、事業所等の関係機関・団体等、<u>社会のあらゆる構成員が連携しながらそれぞれの予防対策及び応急対策を実施し、共に災害に立ち向かうという意識の構築を図り、</u>他からの支援なしで災害に対応できることを目標に、防災力の向上を図る。</p> <p><u>また、「命を守る」対策と、「命をつなぐ」対策について、重点的に取組むこととする。</u></p>	
379	<h3>1－3 災害応急対策への備え</h3> <h4>1 「南海トラフ地震臨時情報」発表時の対応</h4> <p>中央防災会議防災対策実行会議「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」の報告を踏まえ、気象庁は「南海トラフ地震に関連する情報」を発表する。当該情報のうち、「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合の京都市の対応については、以下によるものとする。</p>	<h3>1－3 災害応急対策への備え</h3> <h4>1 「南海トラフ地震臨時情報」発表時の対応</h4> <p>中央防災会議防災対策実行会議「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」の報告を踏まえ、気象庁は「南海トラフ地震に関連する情報」を発表する。当該情報のうち、「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合の京都市の対応については、<u>内閣府「南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドライン」に基づき</u>、以下によるものとする。</p>	
380	<p>(略)</p> <p><u>1.1.2 関係局等に「南海トラフ地震臨時情報」を連絡する（行財政局防災危機管理室）</u></p> <p><u>行財政局防災危機管理室は、「南海トラフ地震臨時情報」受報後、各局、区役所等へ連絡する。</u></p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>(略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	
381	<p><u>1.2 情報収集連絡体制を強化する。</u></p>	<p><u>2 「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」発表時の対応</u></p> <p><u>2.1 情報収集連絡体制を強化する。</u></p>	

頁	旧	新	修正理由
	<p><u>(追加)</u></p> <p><u>1.2.1</u> 情報収集連絡体制を強化する（行財政局防災危機管理室、各局、区役所） 「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合、<u>（調査終了を除く）</u>状況の変化等に迅速に対応できるよう、関係局等は、その後の気象庁の発表情報に注意し、必要に応じて関係局、関係機関との連絡体制を強化する。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p><u>2.1.1</u> 関係局等に「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」を連絡する（行財政局防災危機管理室） 行財政局防災危機管理室は、「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」受報後、IP告知システム等を利用して各局、区役所等へ連絡する。</p> <p><u>2.1.2</u> 情報収集連絡体制を強化する（行財政局防災危機管理室、各局、区役所） 「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表された場合、状況の変化等に迅速に対応できるよう、関係局等は、その後の気象庁の発表情報に注意し、必要に応じて関係局、関係機関との連絡体制を強化する。</p> <p><u>2.1.3</u> 気象庁等の「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」及び「南海トラフ地震関連解説情報」等の情報を収集する（行財政局防災危機管理室） 行財政局防災危機管理室は、気象庁等が発表する「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」及び「南海トラフ地震関連解説情報」等の情報を収集する。</p> <p><u>2.1.4</u> 市長に「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」及び「南海トラフ地震関連解説情報」等の情報を報告する（行財政局防災危機管理室） 行財政局防災危機管理室は、気象庁等が発表する「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」及び「南海トラフ地震関連解説情報」等の収集した情報を市長に報告する。</p> <p><u>2.2 広報活動を行う。</u></p> <p><u>2.2.1</u> 自主的な予防活動を促す広報活動を行う（各局、区役所） 「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表されていること及び南海トラフ地震が時間差をもって発生する可能性が高いことを広報し、市民、事業所における自主的な予防活動による被害の発生防止を期待する。</p> <p><u>3 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」発表時の対応</u></p> <p><u>3.1</u> 京都市災害警戒本部を設置する。</p>	

頁	旧	新	修正理由
		<p><u>3.1.1 災害警戒本部を構成し、事務局を置く（危機管理監）</u></p> <p>危機管理監は「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表された場合、災害対策本部設置以前の体制として、気象庁等が発表する地震情報の内容などを精査し、災害対策本部設置の判断材料を得るため、「京都市災害警戒本部」を設置する。設置場所は、原則として行財政局防災危機管理室とする。</p> <p><u>3.1.2 災害警戒本部の活動を行う（行財政局防災危機管理室）</u></p> <p>災害警戒本部の要員には、行財政局防災危機管理室の職員若干名が当たり、主として、気象庁等が発表する地震情報の収集・伝達を行い、地震発生前の警戒に当たる。ただし、災害対策本部が設置された場合、自動的に災害警戒本部は閉鎖し、それまでの事務を引き継ぐ。</p> <p><u>3.1.3 時間差で発生する可能性がある地震に備え、活動体制の確認及び連絡網を整備する</u></p> <p>他の局等は、時間差で発生する可能性がある地震による、災害対策本部の設置に備え、各局等の活動体制を確認するとともに、いつでも動員に応じられるよう、連絡網の整備を行う。</p> <p><u>3.2 情報の収集・伝達</u></p> <p><u>3.2.1 気象庁等の「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」及び「南海トラフ地震関連解説情報」等の情報を収集する（行財政局防災危機管理室）</u></p> <p>行財政局防災危機管理室は、気象庁等が発表する「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」及び「南海トラフ地震関連解説情報」等の情報を収集する。</p> <p><u>3.2.2 市長に「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」及び「南海トラフ地震関連解説情報」等の情報を報告する（行財政局防災危機管理室）</u></p> <p>行財政局防災危機管理室は、気象庁等が発表する「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」及び「南海トラフ地震関連解説情報」等の収集した情報を市長に報告する。</p>	

頁	旧	新	修正理由
		<p><u>3.2.3 各局等に「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」を連絡する（行財政局防災危機管理室）</u></p> <p>行財政局防災危機管理室は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」受報後、IP告知システム等を利用して各局、区役所等へ連絡する。</p> <p><u>3.3 本部会議を開催する</u></p> <p><u>3.3.1 本部会議を招集する（市長）</u></p> <p>市長は、時間差で発生する可能性がある地震に対し、災害応急対策に関する基本方針等を決定するため、必要があると認めたときは、隨時、本部会議を開催する。</p> <p>本部会議は、原則として本部室において開催する。</p> <p><u>3.3.2 本部会議で基本方針等を決定する。（本部会議構成員）</u></p> <p>本部会議は、市長、副市長、各局・区長等により構成し、本部会議構成員は、時間差で発生する可能性がある地震に対し、災害応急対策に関する基本方針等を検討、決定する。</p> <p><u>3.4 広報活動を行う</u></p> <p><u>3.4.1 市民や事業所に対して、備えに対する呼びかけを実施する（行財政局防災危機管理室）</u></p> <p>京都市のホームページ（京都市情報館、京都市防災ポータルサイト）を利用して、市民や事業所に対して、冷静な行動を促すとともに、日頃からの地震に対する備えの再認識と臨時情報の発表に伴う特別な備えを実施し、その上で社会経済活動を継続することを呼びかける。</p> <p><u>3.5 京都市災害警戒本部を閉鎖する</u></p> <p><u>3.5.1 災害警戒本部を閉鎖する（危機管理監）</u></p> <p>危機管理監は、地震発生から1週間（約168時間経過した以降の正時まで）経過し、当該期間中に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が再度発表されない場合、災害警戒本部を閉鎖する。</p>	

頁	旧	新	修正理由
		<p>なお、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価され南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合は、ゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の時間が経過すれば災害警戒本部を閉鎖する。</p> <p>4 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」発表時の対応</p> <p>4.1 災害対策活動体制を整備する</p> <p><u>4.1.1 京都市災害対策本部を設置する（本部長）</u></p> <p>本部長（市長）は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された場合、京都市域に災害が発生し、又は発生するおそれがあるため、災害対策基本法第23条の2第1項の規定に基づき、「京都市災害対策本部」を設置する。</p> <p><u>4.1.2 災害応急対策等を実施する（各部、区本部）</u></p> <p>本部長は、「南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）」が発表される原因となった地震に対する、災害応急対策及び時間差で発生する可能性がある地震に対する、災害応急対策への備えを実施する。</p> <p>⇒ 第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画 第2節 災害応急対策</p> <p>4.2 情報の収集・伝達</p> <p><u>4.2.1 気象庁等の「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」及び「南海トラフ地震関連解説情報」等の情報を収集する（本部事務局）</u></p> <p>本部事務局は、気象庁等が発表する「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」及び「南海トラフ地震関連解説情報」等の情報を収集する。</p> <p><u>4.2.2 本部長に「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」及び「南海トラフ地震関連解説情報」等の情報を報告する（本部事務局）</u></p> <p>本部事務局は、気象庁等が発表する「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」及び「南海トラフ地震関連解説情報」等の収集した情報を本部長に報告する。</p> <p><u>4.2.3 各部等に「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」を連絡する（本部事務局）</u></p>	

頁	旧	新	修正理由
		<p><u>本部事務局は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」受報後、IP告知システム等を利用して各局、区役所等へ連絡する。</u></p> <p><u>4.3 本部会議を開催する</u></p> <p><u>4.3.1 本部会議を招集する（本部長）</u></p> <p><u>本部長は、「南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）」が発表される原因となった地震及び時間差で発生する可能性がある地震に対し、災害応急対策に関する基本方針等を決定するため、必要があると認めたときは、隨時、本部会議を開催する。</u></p> <p><u>本部会議は、原則として本部室において開催する。</u></p> <p><u>4.3.2 本部会議で基本方針等を決定する（本部会議構成員）</u></p> <p><u>本部会議は、本部長、副本部長、本部員により構成し、本部会議構成員は、「南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）」が発表される原因となった地震及び時間差で発生する可能性がある地震に対し、災害応急対策に関する基本方針等を検討、決定する。</u></p> <p><u>4.4 広報活動を行う</u></p> <p><u>4.4.1 市民や事業所に対して、備えに対する呼びかけを実施する（本部事務局）</u></p> <p><u>京都市のホームページ（京都市情報館、京都市防災ポータルサイト）を利用して、市民や事業所に対して、冷静な行動を促すとともに、日頃からの地震に対する備えの再認識と臨時情報の発表に伴う特別な備えを実施し、その上で社会経済活動を継続することを呼びかける。</u></p> <p><u>4.5 京都市災害対策本部を閉鎖する</u></p> <p><u>4.5.1 災害対策本部を閉鎖する（本部長）</u></p> <p><u>本部長は、地震発生から1週間（約168時間経過した以降の正時まで）経過し、当該期間中に「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が再度発表されない場合、災害対策本部を閉鎖する。</u></p> <p><u>4.5.2 災害警戒本部を設置し、警戒に当たる。（行財政局防災危機管理室）</u></p>	

頁	旧	新	修正理由
381	<p><u>1.3 「南海トラフ地震臨時情報」による情報<u>収集</u>連絡体制の強化を解除する</u></p> <p><u>1.3.1 情報<u>収集</u>連絡体制の強化を解除する（行財政局防災危機管理室、各局、区役所）</u></p> <p>「南海トラフ地震臨時情報（調査終了）」が発表された場合、各局等は情報<u>収集</u>連絡体制の強化を解除する。</p> <p><u>2 災害発生時の広域防災体制の確立</u></p>	<p><u>危機管理監は、地震発生から1週間（約168時間経過した以降の正時まで）経過後、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表された場合、災害警戒本部を設置し、警戒に当たる。</u></p> <p><u>⇒ 3 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」発表時の対応</u></p> <p><u>4.5.3 災害警戒本部を閉鎖する（危機管理監）</u></p> <p><u>危機管理監は、地震発生から2週間（約336時間経過した以降の正時まで）経過し、当該期間中に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が再度発表されない場合、災害警戒本部を閉鎖する。</u></p> <p><u>5 「南海トラフ地震臨時情報」による情報連絡体制を解除する</u></p> <p><u>5.1.1 情報連絡体制を解除する（行財政局防災危機管理室、各局、区役所）</u></p> <p>「南海トラフ地震臨時情報（調査終了）」が発表された場合、各局等は情報連絡体制を解除する。</p> <p><u>6 災害発生時の広域防災体制の確立</u></p>	